

2013 年 9 月

発行登録追補目論見書
（「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。）



BNP PARIBAS

ビー・エヌ・ピー・パリバ
（BNP パリバ銀行）

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2015 年 3 月 12 日満期
早期償還条項付 他社株転換条項付 円建社債
（ソフトバンク株式会社）

－ 売 出 人 －

株式会社 S B I 証券

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2015 年 3 月 12 日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 円建社債（ソフトバンク株式会社）（以下「本社債」といいます。）の償還は、本社債の要項に従い、一定の場合、対象株式および現金調整額（もしあれば）の受渡しによってなされます（「第一部 証券情報、第 2 売出要項、3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」をご参照下さい。）。本社債の償還が金銭の支払によってなされるか対象株式および現金調整額の受渡しによってなされるかは、対象株式の相場（かかる相場には上下動があります。）の変動によって左右されます。上記償還が対象株式の受渡しによってなされた場合、受渡された対象株式についてさらに株式相場の変動により影響を受けることがあります。投資家の皆様におかれましては、株式相場の変動によって本社債の償還の方法に差異が生じることを理解され、かかるリスクに耐えうる場合に限り、本社債への投資を行われるべきです（リスク要因については「第一部 証券情報、第 2 売出要項、3 売出社債に関するその他の条件等、売出社債に関するリスク要因」をご参照下さい。）。なお、対象株式の発行会社につきましては、「第四部 保証会社等の情報」をご参照下さい。

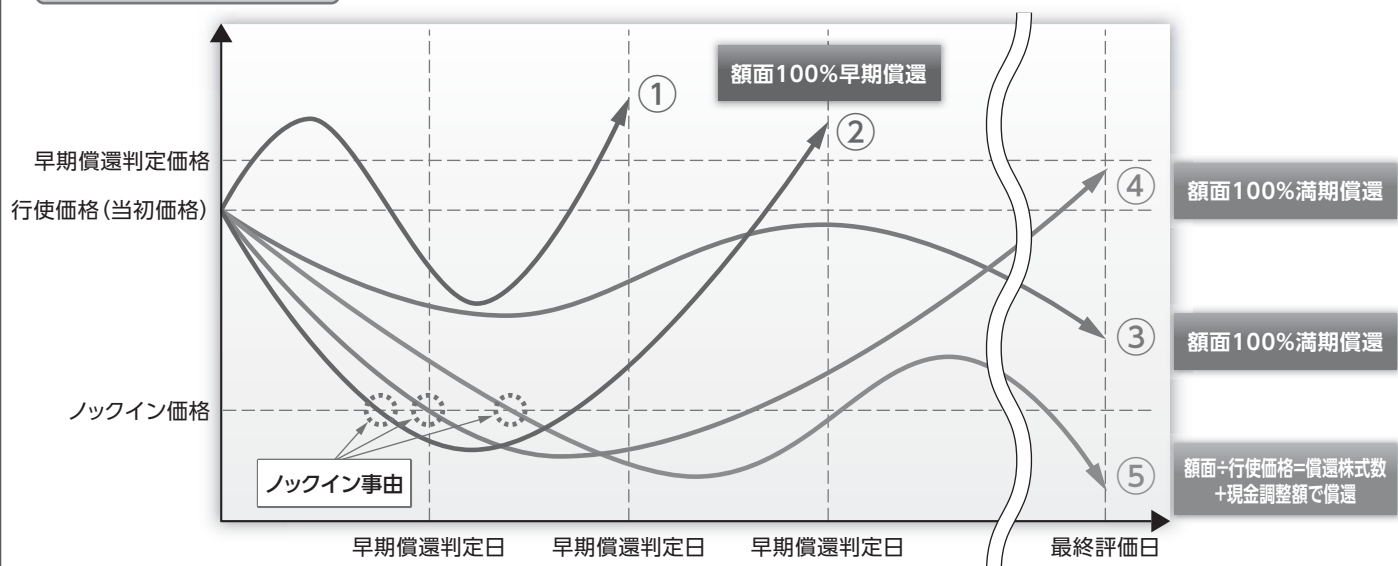
（注）発行会社は、平成 25 年 8 月 16 日付で、「ビー・エヌ・ピー・パリバ 2016 年 9 月 9 日満期 期限前償還条項 ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 日経平均株価連動 円建社債」の売出しについて、訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該社債の売出しに係る発行登録目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成および交付されますので、当該社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておられません。

この書面は、目論見書の一部を構成するものではなく、発行会社であるビー・エヌ・ピー・パリバは、この書面の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象株価終値 $\geq$ 早期償還判定価格」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、対象株価終値がノックイン価格以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

期中に一度でも、対象株価終値がノックイン価格と等しいかまたはこれを下回り、最終評価日において、「対象株価終値 $\geq$ 行使価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、対象株価終値がノックイン価格と等しいかまたはこれを下回り、最終評価日において、「対象株価終値 $<$ 行使価格」の場合、「額面金額 $\div$ 行使価格」で計算される償還株式数と現金調整額で満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「社債の要項の概要」の「2.償還および買入れ」をご確認ください。

<ソフトバンク(9984 JT) 参考株価動向>



この書面は、目論見書の一部を構成するものではなく、発行会社であるビー・エヌ・ピー・パリバは、この書面の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。

最悪シナリオを想定した想定損失額

満期償還時の想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標（ソフトバンク株式会社（銘柄コード：9984 JT））の変化によって生じる、本債券の想定される損失額（以下「想定損失額」という）のシミュレーションです（将来における実際の損失額を示すものではありません。）。

<想定損失額（過去データ）>

以下の観測期間におけるソフトバンクの株価の想定最大下落率（期間中の最高値（終値）と最安値（終値）の比較を示したものであり、時間的推移は考慮していません。）は、以下の通りです。

観測期間	期間	ソフトバンク株価		最大下落率
		最大値	最小値	
2012/8/1～2013/7/31	1年	6,980	2,268	-67.6%
2012/2/1～2013/7/31	1.5年	6,980	2,139	-69.4%
2011/8/1～2013/7/31	2年	6,980	2,067	-70.4%

本債券の満期償還時におけるソフトバンクの株価が上記の過去データでの最大下落率と同様に70.4%下落したと想定した場合、満期償還時における本債券の想定損失額は額面に対して70.4%相当になります。上記想定最大下落率を超えて最終評価日における対象株価終値が更に下落した場合、損失額は上記想定損失額を上回る可能性があります。ただし、投資元本金額を上回る損失が発生することはありません。ソフトバンクの株価が0になった場合、本債券の想定損失額は額面に対して100%相当になります。ただし、投資元本金額を上回る損失が発生することはありません。

<満期償還時の想定損失額>

- ・下記シミュレーションは、ノックイン事由が発生した場合の、対象株式のパフォーマンスと償還時における損益の関係を示したものです。
- ・本債券は、ノックイン事由が発生した場合で、かつ、最終評価日における対象株価終値がその当初価格未満であった場合には、対象株式の交付および現金調整額（もしあれば）の支払により償還されます。なお、ノックイン事由が発生した場合であっても、最終評価日の終値が当初価格以上となった場合は額面金額での償還となります。

対象株式の当初価格からの下落率	実質償還金額（円）	想定損失額（円）
0%	1,000,000	0
-10%	900,000	-100,000
-20%	800,000	-200,000
-30%	700,000	-300,000
-40%	600,000	-400,000
-50%	500,000	-500,000
-60%	400,000	-600,000
-70%	300,000	-700,000
-80%	200,000	-800,000
-90%	100,000	-900,000
-100%	0	-1,000,000

中途売却時の想定損失額

本債券の流通市場は確立されておらず、原則、中途売却はできません。仮に売却出来た場合でも本債券の市場価格は、主としてソフトバンクの株価および円金利の変動や発行者等の信用状況の悪化等の要因により影響を受けて下落しますので、売却損が生じる場合があります。なお、投資元本の全額を毀損する可能性はありますが、投資元本を上回る損失が発生することはありません。

■過去におけるソフトバンク株価の最大下落率から想定される中途売却損失について

本債券の中途売却時におけるソフトバンクの株価が、上記「満期償還時の想定損失額」の最大下落率と同様に70.4%下落した場合の本債券の売却価格は、中途売却価格に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、額面に対して70.4%を上回る中途売却損失額が発生する可能性があります。

■上記の損失額を超える中途売却損失額について

中途売却時における損失額は、ソフトバンクの株価が上記最大下落率を超えて更に下落する可能性がある事に加え、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、上記中途売却損失額を更に上回る（額面に対して10%相当以上）可能性があります。

ご注意事項

想定損失額は、あくまでも過去における対象株式株価の変化によって生じる、本債券の想定される損失額のシミュレーション結果です。将来において対象株式株価が上記の過去データに基づく最大下落率を超えて下落した場合、または、発行体のデフォルト等の信用リスク要因、もしくは、その他の要因により、本債券の満期償還時における実際の損失額は、上記の過去データに基づく想定損失額から更に拡大する可能性があります。想定損失額については受取利息は考慮していません。

*上記はいずれも税金については考慮しておりませんので、ご注意ください。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 24-外 26-116

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 25 年 8 月 16 日
平成 25 年 9 月 5 日訂正発行登録書提出

【会社名】 ビー・エヌ・ピー・パリバ
(BNP PARIBAS)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
ラルス・マシュニル
(Lars Machenil)

投資家向け広報および財務情報の責任者
(Head of Investor Relations and Financial Information)
ステファン・ドウ・マルニャック
(Stéphane de Marnhac)

BNPパリバ証券株式会社
代表取締役CEO
(CEO and Representative Director of
BNP Paribas Securities (Japan) Limited)
フィリップ・アヴリル
(Philippe Avril)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市9区イタリア通り 16 番地
(16, boulevard des Italiens, 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴 田 弘 典

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1182

【事務連絡者氏名】 弁護士 船 越 輝

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1197

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 7 億円

【発行登録書の内容】

提出日	平成 24 年 8 月 16 日
効力発生日	平成 24 年 8 月 24 日
有効期限	平成 26 年 8 月 23 日
発行登録番号	24-外 26
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000 億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
24-外 26-1	平成 24 年 8 月 31 日	648,900,000 円		該当事項なし
24-外 26-2	平成 24 年 8 月 31 日	5,886,650,000 円		該当事項なし
24-外 26-3	平成 24 年 9 月 5 日	483,840,000 円		該当事項なし
24-外 26-4	平成 24 年 9 月 5 日	304,360,000 円		該当事項なし
24-外 26-5	平成 24 年 9 月 20 日	202,180,000 円		該当事項なし
24-外 26-6	平成 24 年 9 月 20 日	738,311,250 円		該当事項なし
24-外 26-7	平成 24 年 9 月 21 日	400,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-8	平成 24 年 9 月 21 日	240,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-9	平成 24 年 9 月 25 日	156,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-10	平成 24 年 9 月 28 日	440,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-11	平成 24 年 9 月 28 日	392,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-12	平成 24 年 9 月 28 日	1,371,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-13	平成 24 年 9 月 28 日	510,770,000 円		該当事項なし
24-外 26-14	平成 24 年 10 月 1 日	4,120,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-15	平成 24 年 10 月 3 日	182,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-16	平成 24 年 10 月 4 日	937,440,000 円		該当事項なし
24-外 26-17	平成 24 年 10 月 10 日	1,542,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-18	平成 24 年 10 月 12 日	321,650,000 円		該当事項なし
24-外 26-19	平成 24 年 10 月 15 日	809,558,750 円		該当事項なし
24-外 26-20	平成 24 年 10 月 16 日	100,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-21	平成 24 年 10 月 19 日	205,600,000 円		該当事項なし
24-外 26-22	平成 24 年 10 月 19 日	1,000,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-23	平成 24 年 11 月 15 日	150,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-24	平成 24 年 11 月 16 日	231,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-25	平成 24 年 11 月 30 日	549,450,000 円		該当事項なし
24-外 26-26	平成 24 年 12 月 3 日	1,155,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-27	平成 24 年 12 月 3 日	430,500,000 円		該当事項なし
24-外 26-28	平成 24 年 12 月 5 日	1,656,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-29	平成 24 年 12 月 7 日	300,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-30	平成 24 年 12 月 7 日	684,664,200 円		該当事項なし

24－外 26－31	平成 24 年 12 月 10 日	299,460,000 円	該当事項なし
24－外 26－32	平成 24 年 12 月 13 日	700,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－33	平成 24 年 12 月 20 日	510,946,826 円	該当事項なし
24－外 26－34	平成 24 年 12 月 20 日	600,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－35	平成 24 年 12 月 25 日	677,245,120 円	該当事項なし
24－外 26－36	平成 24 年 12 月 28 日	1,053,990,000 円	該当事項なし
24－外 26－37	平成 24 年 12 月 28 日	4,839,680,000 円	該当事項なし
24－外 26－38	平成 24 年 12 月 28 日	322,620,000 円	該当事項なし
24－外 26－39	平成 25 年 1 月 8 日	4,800,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－40	平成 25 年 1 月 8 日	2,855,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－41	平成 25 年 1 月 8 日	200,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－42	平成 25 年 1 月 8 日	563,400,000 円	該当事項なし
24－外 26－43	平成 25 年 1 月 11 日	331,200,000 円	該当事項なし
24－外 26－44	平成 25 年 1 月 15 日	1,605,800,000 円	該当事項なし
24－外 26－45	平成 25 年 1 月 18 日	310,920,000 円	該当事項なし
24－外 26－46	平成 25 年 1 月 22 日	302,271,000 円	該当事項なし
24－外 26－47	平成 25 年 1 月 23 日	700,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－48	平成 25 年 1 月 31 日	1,727,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－49	平成 25 年 1 月 31 日	728,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－50	平成 25 年 1 月 31 日	365,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－51	平成 25 年 2 月 21 日	900,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－52	平成 25 年 2 月 22 日	690,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－53	平成 25 年 2 月 22 日	380,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－54	平成 25 年 3 月 29 日	820,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－55	平成 25 年 3 月 29 日	1,146,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－56	平成 25 年 3 月 29 日	864,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－57	平成 25 年 3 月 29 日	277,574,000 円	該当事項なし
24－外 26－58	平成 25 年 3 月 29 日	1,914,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－59	平成 25 年 4 月 1 日	542,300,000 円	該当事項なし
24－外 26－60	平成 25 年 4 月 4 日	527,506,800 円	該当事項なし
24－外 26－61	平成 25 年 4 月 4 日	399,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－62	平成 25 年 4 月 8 日	982,000,000 円	該当事項なし
24－外 26－63	平成 25 年 4 月 10 日	804,540,000 円	該当事項なし

24－外 26－64	平成 25 年 4 月 10 日	327, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－65	平成 25 年 4 月 10 日	506, 750, 000 円	該当事項なし
24－外 26－66	平成 25 年 4 月 12 日	1, 040, 060, 000 円	該当事項なし
24－外 26－67	平成 25 年 4 月 12 日	814, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－68	平成 25 年 4 月 17 日	641, 847, 360 円	該当事項なし
24－外 26－69	平成 25 年 4 月 17 日	2, 600, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－70	平成 25 年 4 月 17 日	253, 849, 600 円	該当事項なし
24－外 26－71	平成 25 年 4 月 19 日	290, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－72	平成 25 年 4 月 19 日	480, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－73	平成 25 年 5 月 10 日	1, 040, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－74	平成 25 年 5 月 10 日	135, 200, 000 円	該当事項なし
24－外 26－75	平成 25 年 5 月 10 日	284, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－76	平成 25 年 5 月 10 日	296, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－77	平成 25 年 5 月 10 日	966, 400, 000 円	該当事項なし
24－外 26－78	平成 25 年 5 月 10 日	1, 696, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－79	平成 25 年 5 月 17 日	2, 100, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－80	平成 25 年 5 月 17 日	820, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－81	平成 25 年 5 月 17 日	1, 100, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－82	平成 25 年 5 月 17 日	3, 100, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－83	平成 25 年 5 月 17 日	920, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－84	平成 25 年 5 月 21 日	534, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－85	平成 25 年 6 月 12 日	447, 900, 000 円	該当事項なし
24－外 26－86	平成 25 年 6 月 12 日	464, 400, 000 円	該当事項なし
24－外 26－87	平成 25 年 6 月 12 日	1, 935, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－88	平成 25 年 6 月 12 日	1, 590, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－89	平成 25 年 6 月 13 日	1, 100, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－90	平成 25 年 6 月 14 日	310, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－91	平成 25 年 6 月 14 日	700, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－92	平成 25 年 6 月 20 日	161, 200, 000 円	該当事項なし
24－外 26－93	平成 25 年 6 月 20 日	800, 000, 000 円	該当事項なし
24－外 26－94	平成 25 年 6 月 24 日	155, 190, 000 円	該当事項なし
24－外 26－95	平成 25 年 6 月 24 日	315, 200, 000 円	該当事項なし
24－外 26－96	平成 25 年 6 月 24 日	308, 400, 000 円	該当事項なし

24-外 26-97	平成 25 年 6 月 25 日	655,350,000 円	該当事項なし
24-外 26-98	平成 25 年 6 月 25 日	1,000,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-99	平成 25 年 6 月 26 日	4,620,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-100	平成 25 年 6 月 26 日	307,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-101	平成 25 年 6 月 26 日	295,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-102	平成 25 年 6 月 27 日	297,825,000 円	該当事項なし
24-外 26-103	平成 25 年 6 月 28 日	2,178,400,000 円	該当事項なし
24-外 26-104	平成 25 年 6 月 28 日	692,100,000 円	該当事項なし
24-外 26-105	平成 25 年 6 月 28 日	1,000,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-106	平成 25 年 7 月 3 日	500,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-107	平成 25 年 7 月 10 日	300,930,000 円	該当事項なし
24-外 26-108	平成 25 年 8 月 7 日	83,000,000 メキシコ・ペソ (650,720,000 円) (注 1)	該当事項なし
24-外 26-109	平成 25 年 8 月 7 日	11,000,000 ブラジル・レアル (471,240,000 円) (注 2)	該当事項なし
24-外 26-110	平成 25 年 8 月 7 日	240,000,000 メキシコ・ペソ (1,881,600,000 円) (注 3)	該当事項なし
24-外 26-111	平成 25 年 8 月 7 日	158,000,000 ロシア・ルーブル (478,740,000 円) (注 4)	該当事項なし
24-外 26-112	平成 25 年 8 月 7 日	13,500,000 ブラジル・レアル (578,340,000 円) (注 5)	該当事項なし
24-外 26-113	平成 25 年 8 月 7 日	40,000,000 南アフリカ・ランド (402,400,000 円) (注 6)	該当事項なし
24-外 26-114	平成 25 年 8 月 14 日	21,000,000,000 インドネシア・ルピア (222,600,000 円) (注 7)	該当事項なし
24-外 26-115	平成 25 年 8 月 16 日	930,000,000 円	該当事項なし
実績合計額		105,582,969,906 円	減額総額 0 円

(注 1) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2013 年 8 月 29 日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、株式会社三菱東京UFJ 銀行が発表した 2013 年 8 月 5 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 メキシコ・ペソ＝7.84 円の換算レートで換算されている。

(注 2) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2013 年 8 月 30 日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、2013 年 8 月 5 日現在の PTAX レート終値としてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル／円の換算レートの仲値の逆数 1 ブラジル・レアル＝42.84 円の換算レートで換算されている。

(注 3) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2013 年 8 月 30 日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、株式会社三菱東京UFJ 銀行が発表した 2013 年 8 月 5 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 メキシコ・ペソ＝7.84 円の換算レートで換算されている。

(注4) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは2013年8月30日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2013年8月5日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1ロシア・ルーブル=3.03円の換算レートで換算されている。

(注5) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは2013年9月6日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、2013年8月5日現在のPTAXレート終値としてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル/円の換算レートの仲値の逆数1ブラジル・レアル=42.84円の換算レートで換算されている。

(注6) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは2013年9月6日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2013年8月5日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1南アフリカ・ランド=10.06円の換算レートで換算されている。

(注7) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは2013年9月13日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2013年8月12日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売相場100インドネシア・ルピア=1.06円の換算レートで換算されている。

【残額】 394,417,030,094 円
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 該当事項なし。
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウ ノースタワー

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
第2【売出要項】	1
1【売出有価証券】	1
2【売出しの条件】	2
3【売出社債に関するその他の条件等】	3
第3【第三者割当の場合の特記事項】	33
第二部【公開買付けに関する情報】	33
第三部【参照情報】	34
第1【参照書類】	34
第2【参照書類の補完情報】	34
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	34
第四部【保証会社等の情報】	35
 発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項	
各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	37
 有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類	38
 事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	64

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

該当事項なし。

第 2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

(1) 【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	ビー・エヌ・ピー・パリバ 2015 年 3 月 12 日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 円建社債（ソフトバンク株式会社） （以下「本社債」という。）（注 1）		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	7 億円（注 2）	売出価額の総額	7 億円（注 2）
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100 万円
償還期限	2015 年 3 月 12 日（ロンドン時間）（注 3）		
利 率	額面金額に対して 年 7.00%		
売出しに係る社債 の所有者の住所および 氏名または名称	株式会社 S B I 証券 （以下「売出人」という。） 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		
摘 要	ビー・エヌ・ピー・パリバ（以下「発行会社」という。）により発行される非劣後 長期社債について下記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・ サービス・インクより「A2」、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・ サービスより「A+」の格付がそれぞれ付与されている。本社債に関するその他の 条件等については下記「3 売出社債に関するその他の条件等」を参照のこと。		

（注 1）本社債は、発行会社により、発行会社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムおよび下記注 4 に記載の代理人契約に基づき、2013 年 9 月 11 日に発行される予定である。本社債は、ユーロ市場において募集される。本社債が金融商品取引所に上場される予定はない。

（注 2）ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、7 億円である。

（注 3）本社債の償還は、計算代理人が（i）「観測期間」中、「対象株価終値」が「ノックイン価格」を常に上回っていたと決定した場合には金銭の支払により、（ii）「観測期間」中のいずれかの日において、「対象株価終値」が「ノックイン価格」以下となり、かつ「最終評価日」における「対象株価終値」が「行使価格」以上となったと決定した場合には金銭の支払により、（iii）「観測期間」中のいずれかの日において、「対象株価終値」が「ノックイン価格」以下となり、かつ「最終評価日」における「対象株価終値」が「行使価格」未満となったと決定した場合には対象株式および現金調整額（もしあれば）の受渡しにより、それぞれなされる。本注記に使用されている用語は下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」に定義されている。また、期限前償還および早期償還についても同項を参照のこと。

本社債の償還が金銭の支払によってなされるか対象株式および現金調整額の受渡しによってなされるかは、対象株式の相場（かかる相場には上下動がある。）の変動によって左右される。申込人は、株式相場の変動によるリスクおよび株式相場の変動によって本社債の償還の方法に差異が生じることを理解し、かかるリスクに耐え得る場合に限り、本社債への投資を行うべきである。なお、リスクの詳細については、下記「3 売出社債に関するその他の条件等、売出社債に関するリスク要因」を参照のこと。また、対象株式の発行会社については下記「第四部 保証会社等の情報」を参照のこと。

（注 4）本社債は、発行会社としてのビー・エヌ・ピー・パリバ、ルクセンブルクの上場代理人、発行代理人、主支払代理人および為替代理人としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店（以下「主支払代理人」および「為替代理人」という。これらの用語には、主支払代理人または為替代理人としての承継人を含むものとする。）、登録機関としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店（以下「登録機関」という。この用語には、登録機関の承継人を含むものとする。）ならびに契約において指名されるその他の支払代理人および名義書換代理人（主支払代理人とともに、以下「支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、追加のまたはその承継人である支払代理人または名義書換代理人を含むものとする。）を含む。

のとする。)の間で2013年6月3日付で締結された改訂書換代理人契約(以下「代理人契約」という。この用語には、随時更新または補足される代理人契約を含むものとする。)に従い、代理人契約の利益を享受して発行会社により発行される社債券(以下「本社債券」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券(以下「包括社債券」という。))に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位(適用ある最終条件書に規定する。)、(ii)包括社債券との交換(または一部交換)により発行される確定社債券、および(iii)包括社債券を意味する。)のシリーズの1つである。主支払代理人、登録機関、名義書換代理人および為替代理人を総合して「代理人」という。

本社債券の所持人(以下「本社債権者」という。)および利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札(以下「利札」という。)の所持人(以下「利札所持人」という。)は、代理人契約および適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」における記載の一部は、代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。代理人契約、英文目論見書(これには最終条件書の様式を含む。)および本社債の最終条件書の写しは、当該「社債の要項の概要、3. 支払」に所定の主支払代理人の本店および支払代理人において入手することができる。

本社債権者および利札所持人は、2013年6月3日付で発行会社により発行された改訂書換約款(Deed of Covenant)を享受する権利を有する。約款の原本は、ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ(以下「ユーロクリア」という。)およびルクセンブルクのクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム(以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。)を代表して共通預託機関により保管されている。

(注5) 本社債につき、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

発行会社により発行される非劣後長期社債について上記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)より「A2」、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(以下「S&P」という。)より「A+」の格付がそれぞれ付与されている。これらの格付は直ちに上記に記載のプログラムに基づき発行される個別の社債に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moody.co.jp>)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100%	申込期間	2013年8月16日から 2013年9月9日まで
申込単位	100万円	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店 および各支店(注)	受渡期日	2013年9月12日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の 住所および氏名または 名称	該当事項なし	売出しの委託契約の内容	該当事項なし

(注) 本社債の申込および払込は、売出人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

3【売出社債に関するその他の条件等】

売出社債に関するリスク要因

本社債への投資には、一定のリスクが伴う。各申込人は、本社債へ投資することが適当か否か判断するにあたり、以下に掲げるリスク要因その他のリスク要因を検討する必要がある。ただし、以下の記載は本社債に含まれるすべてのリスクを網羅した完全な記載を意図したものではないことに注意を要する。

価格変動リスク

本社債の市場価格は、金利の動向およびその水準の変化ならびに金利の変動性（ボラティリティ）によって変動する。このため、本社債を途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

対象株式による償還のリスク

本社債は、計算代理人が、観測期間中のいずれかの日において、対象株価終値がノックイン価格以下となり、かつ最終評価日における対象株価終値が行使価格未満となったと決定した場合には、対象株式および現金調整額（もしあれば）の受渡しにより償還される（現物決済）。したがって、額面金額の金銭の代わりに、対象株式の交付により償還されるリスクを有している。かかるリスクは、後述する対象株式の株価の予想変動率が高い程高くなる。また、現物決済により償還された後も、この株式を保有している限り、株式保有にかかるすべてのリスクを負い続けることとなる。

信用リスク

本社債には発行会社の信用状況の変化によるリスクがある。信用状況の変化は発行会社の経営状況もしくは財務状況の変化によって、またはこれに対する外部評価の変化によって、生じる。これにより、利払いまたは償還が当初の約束どおり行われない可能性があり、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがある。

投資利回りリスク

本社債は類似する満期と信用度の普通社債と比較して高い利金が見られるが、現物決済により償還されることが決定した場合において、本社債の評価損を考慮した後の所有期間利回りは普通社債を下回る（場合によってはマイナスになる）可能性がある。また、金利水準等の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の社債が、発行会社から発行される可能性もある。

一方、本社債を購入する投資家は、対象株式に投資した場合と比較して、償還までの間における対象株式の株価上昇による利益を享受することはできず、額面金額による償還を受けることができるに過ぎない。

期限前償還または早期償還における受取利息に関するリスク

下記「社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」または「社債の要項の概要、6. 債務不履行事由」に記載の事由が発生した場合には、本社債は期限前償還または早期償還される場合がある。当該事由の発生により期限前償還または早期償還がなされた場合には、期限前償還または早期償還の日までの利息しか支払われないため、本社債権者が受領する利息金額は本社債を満期償還日まで保有したならば受領したであろう金額を下回る。

受渡しリスク

本社債の償還は、対象株式および現金調整額の受渡しにより行われる場合がある。この場合、対象株式は、発行会社に代わり、本社債の決済代理人であるBNPパリバ証券株式会社（以下「決済代理人」という。）により受渡しが行われる。発行会社は、対象株式につき流動性が欠如する場合には、株式市場より償還のために必要な数の対象株式を迅速に調達できなくなる可能性があり、本社債の償還に支障が生じることもありえる。また、下記「社債の要項の概要、3. 支払」に記載の決済障害事由の発生により、対象株式の受渡しは満期償還日より後に延期される場合がありえる。

不確実な流通市場

本社債の流通市場は整備されていない。また整備されたとしても十分な市場流動性を備えている保証はない。また、流通市場における途中売却価格は、対象株式の株価等の市場環境、発行会社の経済状況やその他の要因に大きく影響を受ける。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価格への一般的な影響を例示した。ただし、以下の要因だけが途中売却価格に影響を及ぼす要因とは限らない。また、ある特殊の条件のもとでは、一般論とは逆の作用を及ぼす可能性もある。発行会社および日本国における売出人は本書に基づいて売出された本社債につき買取る義務を負うものではない。

- ・ 株価水準

一般的に、対象株式の株価が上昇した場合、本社債の価値は増加し、同株価が下落した場合、本社債の価値も減少することが予想される。本社債の償還日が近づくにつれ、本社債の価値は対象株式の株価の変動に非常に敏感に影響される可能性がある。

- ・ 対象株式の株価の予想変動率

対象株式の予想変動率とは一定の期間における株価の変動の頻度および変動幅を示す。一般的に、対象株式の株価の予想変動率が上昇すると、本社債の価値が減少し、予想変動率が下落すると、本社債の価値が上昇する傾向が予想される。ただし、対象株式の株価水準、本社債の残存期間等によって、その影響度は左右される。

- ・ 円金利

一般的には、円金利が上昇すれば本社債の価値が下落し、円金利が下落すると、本社債の価値が上昇する傾向が予想される。

- ・ 発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる認識は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。発行会社に付与された格付が低下すると、本社債の価値の減少を招く可能性がある。

本社債に影響を与える市場活動

発行会社、BNPパリバ証券株式会社その他発行会社の関連会社は、通常業務の一環として、自己勘定または顧客勘定で株式現物、先物およびオプションの取引を定期的に行うことができる。発行会社、BNPパリバ証券株式会社その他発行会社の関連会社は、一般に、多数の株式現物、先物またはオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポージャーおよびオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジ活動の中止は、市場における価格、したがって、本社債の価値に影響を与える可能性がある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（購入）しようとするとき、需要（供給）がないため、有価証券を希望する時期または価格で売却（購入）することが困難となるリスクである。そのため、本社債も売却希望時に直ちに売却換金することが困難な場合がある。万一途中売却される場合、発行会社の信用力または知名度や市場環境等によって売却価格が投資元本を下回ることがある。

税務上の取扱い

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。下記「課税上の取扱い、(2) 日本国の租税」を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計顧問または税務顧問に相談する必要がある。

潜在的利益相反

計算代理人であるビー・エヌ・ピー・パリバ UKリミテッドは、発行会社の関連会社である。場合によっては、発行会社の関連会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。例えば、混乱事由発生日の有無に関する計算代理人の決定やその他の計算代理人の判断に関し

て、そのような場合が起こりうる。ピー・エヌ・ピー・パリバ UK リミテッドは、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

社債の要項の概要

1. 利息

(a) 各本社債は、2013 年 9 月 12 日（同日を含む。）から 2015 年 3 月 12 日（同日を含まない。）までの期間につきその額面金額に対し年 7.00 パーセントの利率による利息が発生し、額面金額 100 万円の各本社債につき、毎年 3 月 12 日、6 月 12 日、9 月 12 日および 12 月 12 日（以下「利払期日」という。）にそれぞれ 17,500 円が支払われる。

なお、利払期日が営業日でない場合には、当該利払期日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。なお、いかなる場合にも当該利払期日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。

「営業日」とは、ロンドンおよび東京において、商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつ欧州自動即時グロス決済システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System）（以下「TARGET2 システム」という。）が稼動している日をいう。

(b) 利息は、毎月 30 日の 12 ヶ月で構成される 1 年 360 日を基準として計算されるものとし、1 ヶ月に満たない期間は、同基準によって計算される実際に経過した日数によるものとする。ただし、1 円未満は四捨五入する。

(c) 利息は本要項第 3 項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。ただし、元本の支払が不当に留保または拒否された場合はこの限りでないものとし、かかる場合には、(i) 当該本社債に対して支払われるべき全額および／または交付されるべき資産が当該本社債の所持人またはその代理人により受領された日、ならびに(ii) 主支払代理人または当該資産を本社債権者に対し交付するために発行会社により任命された代理人が当該本社債の所持人に対し（本要項第 10 項に従い、または個別に）当該本社債に関して支払われるべき全額および／もしくは交付されるべき資産の受領を通知した日のいずれか早く到来した日まで（判決の前後を問わず）償還時に適用される利率による利息が引き続き発生する。

2. 償還および買入れ

(a) 対象株式の株価の水準による期限前償還

計算代理人がその単独の裁量により各早期償還判定日における対象株価終値が早期償還判定価格以上であると決定した場合（以下「早期償還事由」という。）、各本社債はかかる早期償還事由の発生した

各早期償還判定日の直後の利払期日（2015 年 3 月 12 日を除く。）（以下「早期償還日」という。）において、額面金額に早期償還日までの利息を付して早期償還される。

「対象株式」とは、ソフトバンク株式会社の普通株式（証券コード：9984）をいう。

「早期償還判定日」とは、2013 年 12 月 12 日（同日を含む。）から 2014 年 12 月 12 日（同日を含む。）までの各利払期日の 5 予定取引日前の日をいう。ただし、当該日が混乱事由発生日である場合には、下記「(b)最終償還、(E)混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

「対象株価終値」とは、本取引所の対象株式の公式な終値に相当する金額をいう。また、かかる公式な終値をかかる方法により決定することができないと計算代理人が判断した場合で、かつ、当該日が混乱事由発生日に該当しない場合には、対象株式の取引に従事している 2 社以上の金融機関（計算代理人により選定される。）により提供された取引終了時における対象株式の公正な買値および売値の平均値もしくは仲値のいずれか（計算代理人の裁量により決定される。）または計算代理人が決定するその他の要因に基づき計算代理人により決定される対象株式の取引終了時における公正な買値および売値の平均値をいう。

「早期償還判定価格」とは、対象株式につき、当初価格の 105 パーセントに相当する金額（小数点第 3 位を四捨五入する。）をいう。

「当初価格」とは、当初価格決定日における対象株価終値をいう。

「当初価格決定日」とは、2013 年 9 月 12 日をいう。ただし、当該日が混乱事由発生日である場合には、下記「(b)最終償還、(E)混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

「混乱事由発生日」とは、予定取引日のうち、本取引所もしくは関連取引所が通常の取引時間内に取引のため開設されなかった日または市場混乱事由が発生した日をいう。

「市場混乱事由」とは、対象株式に関して、本取引所の予定取引終了時までの 1 時間の間に、(i) 計算代理人が重大なものであると判断する取引混乱事由、(ii) 計算代理人が重大なものであると判断する取引所混乱事由、または(iii)取引早期終了事由が発生したまたは存在することをいう。

計算代理人は、ある特定の日が混乱事由発生日に該当した場合は、本要項第 10 項に基づき実行可能な限り速やかに本社債権者に対してその発生を通知するものとする。

「取引混乱事由」とは、本取引所もしくは関連取引所の値幅制限を超えて価格が変動したことまたはその他の理由により、(i) 本取引所における対象株式の取引または(ii) 関連取引所における対象株式に関連する先物もしくはオプションの取引につき、本取引所もしくは関連取引所その他により取引が停止されまたは取引に制限が課されることをいう。

「取引所混乱事由」とは、市場参加者による(i) 本取引所における対象株式の取引もしくは市場価値の把握または(ii) 関連取引所における対象株式に関連する先物もしくはオプションの取引もしくは市場価値の把握の一般的な障害となると計算代理人が判断する事由（取引早期終了事由を除く。）をいう。

「取引早期終了事由」とは、取引所営業日において、本取引所または関連取引所における取引が予定取引終了時よりも前に終了することをいう。ただし、(i)当該取引所営業日における本取引所もしくは関連取引所の通常取引が実際に終了した時点または(ii)当該取引所営業日の予定取引終了時における執行のための本取引所もしくは関連取引所のシステムにおける注文の最終受付時点のいずれか早い方の1時間以上前に、本取引所または関連取引所によりかかる早期終了が発表された場合には、この限りでない。

「予定取引終了時」とは、本取引所または関連取引所および予定取引日に関しては、かかる予定取引日における本取引所または関連取引所の平日の取引終了予定時刻（取引時間終了後の取引または通常の取引時間外に行われるその他の取引を考慮しない。）をいう。

「計算代理人」とは、ビー・エヌ・ピー・パリバUKリミテッド (BNP Paribas UK Limited) をいう。本社債に関する一切の決定は、計算代理人がその単独の絶対的裁量により、誠実に行為し、商業的に合理的方法により行うものとし、明白な誤謬がない限り本社債権者を拘束するものとする。

「本取引所」とは、東京証券取引所、その承継の取引所もしくは取引システムまたは対象株式の取引を暫定的に取り扱う代替の取引所もしくは取引システム（ただし、かかる暫定的な代替の取引所または取引システムが、当該対象株式について、本取引所と同程度の流動性を備えていると計算代理人が判断する場合に限る。）をいう。

「関連取引所」とは、対象株式に関連するオプション取引もしくは先物取引が行われる取引所もしくは取引システム、その承継の取引所もしくは取引システムまたは対象株式に関するオプション取引もしくは先物取引を暫定的に取り扱う代替の取引所もしくは取引システム（ただし、かかる暫定的な代替の取引所または取引システムが、当該対象株式に関するオプション取引または先物取引について、関連取引所と同程度の流動性を備えていると計算代理人が判断する場合に限る。）をいう。

「取引所営業日」とは、本取引所または関連取引所における取引がそれぞれの予定取引終了時より前に終了するか否かにかかわらず、本取引所または関連取引所が、それぞれ通常の取引のため開設する予定取引日をいう。

「予定取引日」とは、本取引所および関連取引所が、それぞれ通常の取引のため開設する予定の日をいう。

(b) 最終償還

(A) 満期における償還

本書に記載の条件により満期償還日前に償還または買入消却されない限り、本社債は発行会社により以下のとおり償還される。

- (i) 計算代理人が、ロックイン事由が発生しなかったと決定した場合には、本社債は、額面金額で償還されるものとする。

(ii) 計算代理人が、ノックイン事由が発生し、かつ最終評価日における対象株価終値が行使価格以上となったと決定した場合には、本社債は、額面金額で償還されるものとする。

(iii) 計算代理人が、ノックイン事由が発生し、かつ最終評価日における対象株価終値が行使価格未満となったと決定した場合には、本社債は、額面金額 100 万円の各本社債につき、償還株式数の対象株式および現金調整額をもって償還されるものとする。

「満期償還日」とは、2015 年 3 月 12 日をいい、当該日が営業日でない場合には、当該満期償還日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。

「ノックイン事由」とは、いずれかのノックイン事由決定日において、対象株価終値がノックイン価格と等しいかまたはこれを下回ることをいう。

「ノックイン事由決定日」とは、観測期間中のいずれかの予定取引日をいう。いずれかのノックイン事由決定日において、対象株式の株価がノックイン価格以下となった評価時刻前後の 1 時間の間に、取引混乱事由、取引所混乱事由または取引早期終了事由が発生したまたは存在する場合、ノックイン事由は発生しなかったものとみなされる。ただし、かかる規定の適用により、観測期間中にノックイン事由決定日が存在しないものとなった場合、観測期間終了日が最終評価日とみなされ、計算代理人は、下記「(E) 混乱事由発生による調整」に記載の調整に従い、ノックイン評価時刻に対象株式の株価を決定するものとする。

「観測期間」とは、当初価格決定日（2013 年 9 月 12 日）の翌取引所営業日（同日を含む。）から満期償還日の 5 予定取引日前の日（同日を含む。）までの期間をいう。

「評価時刻」とは、予定取引終了時をいう。

「観測期間終了日」とは、満期償還日の 5 予定取引日前の日をいう。

「ノックイン評価時刻」とは、評価時刻をいう。

「ノックイン価格」とは、当初価格の 70 パーセントに相当する金額（小数点第 3 位を四捨五入する。）をいう。

「償還株式数」とは、本社債の額面金額を行使価格で除した数以下の取引単位の最大整数倍をいう。

「取引単位」とは、本取引所における対象株式の取引単位（100 株）をいう。

「端株数」とは、本社債の額面金額を行使価格で除した数（小数点第 9 位を四捨五入する。）から償還株式数を引いた数をいう。

「行使価格」とは、当初価格の 100 パーセントに相当する金額（小数点第 3 位を四捨五入する。）をいう。

「現金調整額」とは、最終評価日における対象株価終値に端株数を乗じた金額（1 円未満を四捨五入する。）をいう。

「現物決済額」とは、償還株式数の対象株式および現金調整額をいう。

「最終評価日」とは、満期償還日の5 予定取引日前の日をいう。ただし、当該日が混乱事由発生日である場合には、下記「(E)混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

(B) 潜在的調整事由および特別事由

(i) 潜在的調整事由

「潜在的調整事由」とは、以下のいずれかの事由をいう。

- (1) 対象株式の分割、併合もしくは種類変更（合併事由による場合を除く。）、または特別配当、資本組入れもしくは類似の発行による既存株主に対する対象株式の無償交付または株式配当。
- (2) ①対象株式、または②配当もしくは対象株式の発行会社の清算代り金につき当該対象株式の株主に対する支払と等価もしくはこれに比例して支払を受ける権利を付与するその他の株式資本もしくは有価証券、または③スピンオフもしくはその他類似の取引の結果、対象株式の発行会社が取得もしくは(直接的もしくは間接的に) 保有する他の会社の株式資本もしくはその他の有価証券、または④その他の種類の有価証券、権利もしくはワラントもしくはその他の資産の対象株式の既存株主に対する分配、発行または配当。いずれの（現金またはその他の対価による）支払の場合も、支払は計算代理人により決定される市場価格を下回る場合とする。
- (3) 計算代理人により決定される特別配当。
- (4) 全額払込済でない対象株式に関する対象株式の発行会社による払込請求。
- (5) 対象株式の発行会社またはその子会社による対象株式の買戻し（利益または資本のいずれを原資とするか、およびその買戻しの対価が現金、有価証券その他であるかを問わない。）。
- (6) 対象株式の発行会社に関して、一定の事由が発生した場合に、計算代理人が決定する市場価値を下回る価格により優先株式、証書、債務証書または新株予約権を発行することを定める敵対的買収防衛策としての株主ライツプランまたはその他の取決めに従い、対象株式の発行会社の普通株式またはその他の株式資本から株主権が分配または分離される結果となる事由。
- (7) 計算代理人の判断により、対象株式の理論的価値を希釈化または増大化する効果のあるその他の事由。

「潜在的調整事由発生日」とは、計算代理人がその単独の絶対的裁量により決定する潜在的調整事由が対象株式の発行会社により発表された日をいう。

対象株式の発行会社により潜在的調整事由の条件が発表された後、計算代理人は、その単独の絶対的裁量により対象株式の理論的価値を希釈化または増大化する効果があるかどうかを判断する。その場合、計算代理人は(i) 希釈化または増大化する効果を反映させるために適切であると単独の絶対的裁量により判断する対象株式および／もしくは現物決済額および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対してなすべき相応の調整（もしあれば）を計算する（ただし、対象株式に関するボラティリティ、予想配当率、貸株料率または流動性の変更に対応するためだけの調整は行われない。）ものとし、かつ(ii)

その調整の発効日を決定するものとする。計算代理人は、オプションの取引所において対象株式に関して取引されるオプションについて当該取引所が行う当該潜在的調整事由に関する調整を参照して、適切な調整を決定することができる（ただし、義務ではない。）。

計算代理人がこれらの調整を行う際、計算代理人は、本要項第 10 項に従い本社債権者に対し、対象株式および／もしくは現物決済額および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対する調整を記載し、潜在的調整事由の概要および潜在的調整事由発生日を説明した通知を、実行可能な限り速やかに行うものとする。

（ii）特別事由

（ア）上場廃止、破産、合併事由または国有化の発生は特別事由とみなされ、下記（イ）に記載の手続が実施される。

「上場廃止」とは、対象株式に関し、本取引所の規則に従い、かかる対象株式の本取引所における上場、取引または相場形成が何らかの理由（合併事由を除く。）で停止された（または停止される）ことおよびその後本取引所の管轄区域にある他の類似のいかなる証券取引所または取引システムにおいても上場、取引または相場形成が行われないことを本取引所が発表することをいう。

「破産」とは、対象株式の発行会社の自主的もしくは強制的な清算、倒産、破産、解散もしくは閉鎖、または対象株式の発行会社に影響する類似の手続により、（1）当該対象株式の発行会社のすべての株式を管財人、清算人またはその他の類似の公職者に対して譲渡することを要求される場合、または（2）対象株式の株主が法律上その保有する株式の譲渡を禁止される場合をいう。

「合併事由」とは、対象株式に関し、（1）すべての発行済の対象株式の他の法人もしくは個人への譲渡もしくは取消不能の譲渡約を伴う対象株式の種類変更もしくは変更、（2）対象株式の発行会社と他の法人もしくは個人との新設合併、吸収合併もしくは拘束力のある株式交換（対象株式の発行会社が存続会社であり、対象株式の発行会社のすべての発行済株式の種類変更または変更を生じない新設合併、吸収合併もしくは拘束力のある株式交換の場合を除く。）、（3）対象株式の発行会社の株式（他の法人もしくは個人により所有もしくは支配されている株式を除く。）の譲渡もしくは取消不能の譲渡約を伴う他の法人もしくは個人による買入れもしくはその他の方法による対象株式の発行会社の発行済株式の 100 パーセントを取得するための買収の申し出、公開買付、エクステンジ・オファー、勧誘、提案もしくはその他の事由、または（4）対象株式の発行会社もしくはその子会社と他の法人との新設合併、吸収合併または拘束力のある株式交換で、対象株式の発行会社が存続会社であり、対象株式の発行会社のすべての発行済株式の種類変更または変更を生じず、かかる事由の直前の発行済株式（当該他の法人により所有または支配されている株式を除く。）の数が、かかる事由の直後の発行済株式の数の 50 パーセント未満となる新設合併、吸収合併または拘束力のある株式交換を意味し、いずれの場合も関連する特別事由発生日が満期償還日以前となる場合に限るものとする。

「特別事由発生日」とは、特別事由が発生したと計算代理人がその単独の絶対的裁量により決定した日をいう。

「国有化」とは、対象株式の発行会社のすべての株式または対象株式の発行会社のすべての資産もしくは実質的にすべての資産を、国有化、収用またはその他の方法で政府関係機関、政府当局、政府関係法人もしくはその補助機関に譲渡することをいう。

(イ) 特別事由発生時の手続

対象株式に関して、特別事由が生じた場合は、発行会社は、単独の絶対的裁量により、以下の(1)、(2)または(3)に記載する手続を行うことができる。

- (1) 関連する特別事由を反映させるために適切であると判断する対象株式および／もしくは現物決済額および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対してなすべき適切な調整（もしあれば）を、計算代理人にその単独の絶対的裁量により決定させ、かつ、その調整の発効日を決定させる。適切な調整には、対象株式または本社債に関するボラティリティ、予想配当率、貸株料率もしくは流動性の変更に対応するための調整が含まれることがあるが、この限りでない。計算代理人は、オプションの取引所において対象株式に関して取引されるオプションについて当該取引所が行う関連する特別事由に関する調整を参照して、適切な調整を決定することができる（ただし、義務ではない。）。
- (2) 本要項第 10 項に従い本社債権者に対する通知を行ったうえ、本社債の全部（一部のみは不可。）を、関連する特別事由を考慮した各本社債の公正市場価格から、関連の原資となるヘッジ取引の解消のため発行会社またはその関連会社に生じた費用を差し引いた額（これらはすべて計算代理人が単独の絶対的裁量により決定するものとする。）に相当する金額で償還する。かかる償還金額の支払は、本要項第 10 項に従って本社債権者に対して通知された方法によるものとする。
- (3) 発行会社が単独の裁量により選択する取引所または取引システム（以下「オプション取引所」という。）において取引される対象株式に関するオプションの決済条件の調整後、対象株式および／もしくは現物決済額および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対してなすべき相応の調整を計算代理人に行わせる（かかる調整は、オプション取引所による相応の調整の発効日として計算代理人が決定する日において、効力が発生するものとする。）。オプション取引所において対象株式に関するオプションが取引されない場合には、オプションがオプション取引所において取引された場合にオプション取引所による調整が行われると計算代理人が判断する関連する特別事由を考慮するために、計算代理人は、その単独の絶対的裁量により、オプション取引所が設定する規則および先例（もしあれば）を参照して、対象株式および／もしくは現物決済額および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対してなすべき適切な調整（もしあれば）を行うものとする。

「関連会社」とは、ある法人（以下「当該法人」という。）により直接的もしくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的もしくは間接的に支配している法人または当該法人と直接的もしくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。

- (iii) 特別事由が生じ、上記の規定に基づく調整が必要と計算代理人が判断した場合、計算代理人は、発行会社に対して、実行可能な限り速やかにこれを通知し、また、本要項第 10 項に従って、それぞれの場合に応じ、特別事由の発生およびその詳細ならびにかかる特別事由の発生に伴いとるべき行動を本社債権者に対して実行可能な限り速やかに通知するものとする。

(C) 株価の訂正

満期償還日の 3 取引所営業日前の日より後に訂正が公表された場合を除き、ある特定の日に公表され、最終償還額を決定するために計算代理人が使用する株価が同日より後に訂正され、株価が当初公表された日から対象株式の株価の訂正期間に相当する日数以内にかかる訂正が本取引所または（場合により）関連取引所により公表された場合、訂正された当該株価を計算代理人が使用する株価とする。満期償還日の 3 取引所営業日前の日より後に公表された訂正については、最終償還額の決定において、計算代理人によりなかったものとしてみなされる。

「対象株式の株価の訂正期間」とは、1 決済周期をいう。

「決済周期」とは、対象株式に関して、本取引所において、かかる本取引所の規則に従った決済に通常要する決済機関営業日の日数をいう。

「決済機関」とは、対象株式の取引の決済に通常使用される主要な国内の決済機関をいう。

「決済機関営業日」とは、決済機関が決済指示の受領および実行のために開業している日（または決済機関が対象株式の譲渡の決済を行うことができない結果を招く事象がなければ開業していたであろう日）をいう。

(D) 追加混乱事由

- (i) 追加混乱事由が発生した場合、発行会社は、その単独かつ絶対的な裁量により、下記(1)または(2)の行為を行うことができる。

(1) 計算代理人に対して、その単独かつ絶対的な裁量により、追加混乱事由の発生に対応するための対象株式および／もしくは現物決済額および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件の適切な調整ならびにかかる調整の発効日の決定を行うように要求する。

(2) 本要項第 10 項に従って本社債権者に対する通知を行うことにより、本社債を償還する。本社債が償還された場合、発行会社は、各本社債権者に対して、追加混乱事由を考慮した本社債の市場公正価格から発行会社または発行会社の関連会社が負担するヘッジ取引に係る費用を差し引いた

金額（計算代理人の単独かつ絶対的な裁量により決定される。）を支払うものとする。かかる支払は、本要項第 10 項に従って本社債権者に対して通知された方法によるものとする。

- (ii) 追加混乱事由が発生し、上記の規定に基づく調整が必要と計算代理人が判断した場合、計算代理人は、発行会社に対して、実行可能な限り速やかにこれを通知し、また、本要項第 10 項に従って、追加混乱事由の発生およびその詳細ならびにかかる追加混乱事由の発生に伴いとるべき行動を本社債権者に対して実行可能な限り速やかに通知するものとする。

「追加混乱事由」とは、流動性の欠如による受渡不履行をいう。

「受渡不履行」とは、対象株式の市場における流動性の欠如により、発行会社またはその関連会社が受渡期日に現物決済額を構成する対象株式の受渡しを行わないことをいう。

(E) 混乱事由発生による調整

ある特定の日（以下「判定日」という。）が混乱事由発生日に該当した場合には、混乱事由発生日でなければ判定日となるはずであった日の直後の 2 連続予定取引日の各日が混乱事由発生日である場合を除き、混乱事由発生日に該当した日の直後に最初に到来する混乱事由発生日に該当しない予定取引日が判定日になるものとする。混乱事由発生日でなければ判定日となるはずであった日の直後の 2 連続予定取引日の各日が混乱事由発生日である場合、(i) 連続する予定取引日の最終日が混乱事由発生日であるにもかかわらず、かかる最終日が判定日であるとみなされ、また、(ii) 計算代理人は、かかる連続する予定取引日の最終日の評価時刻における誠実に推定される対象株価終値を用いて、対象株価終値を決定するものとする。

(c) 税務上の理由による償還

- (A) 発行会社がフランスまたはその当局もしくはその領域内の法律もしくは規則の変更または公的解釈もしくは適用の変更の結果、本要項第 5 項に定める追加額を支払うことを要求される場合は、発行会社は、その選択により（本要項第 10 項に従い）本社債権者に対し 30 日以上 45 日前までに通知することにより（ただし、この通知は取消不能とする。）、期限前償還金額（以下に定義される。）に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が当該税金を源泉徴収することなく支払を行うことのできる直近の日よりも前であってはならない。

- (B) 本要項第 5 項に定める発行会社による追加額支払の約束にかかわらず、本社債に関する支払期日において、フランス法により発行会社がかかる支払を行うことが許容されない場合には、発行会社は、主支払代理人に対して直ちにその旨を通知するものとし、また、（本要項第 10 項に従い）本社債権者に対し 7 日以上 45 日前までに通知することにより、期限前償還金額に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還するものとする。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が本社債に関して支払われるべき額の全額を支払うことができる直近の日よりも

前であってはならず、また、かかる直近の日が既に経過している場合には、その日より後のできる限り早い日でなければならない。

(d) 期限前償還

上記(c)項および本要項第6項において、各本社債は、額面金額（以下「期限前償還金額」という。）に償還の日として定められた日または（場合により）本社債が支払われるべきものとなった日（いずれも同日を含まない。）までの利息を付して償還されるものとする。

1年未満の期間につきこのような計算が行われる場合には、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1ヶ月に満たない期間は、実際に経過した日数によるものとする。

(e) 買入れ

発行会社は、いつでも、公開市場またはその他においていかなる価格にても本社債（ならびにそれに付された期日未到来の利札）を買入れることができる。

発行会社は、買入れた本社債を、適用ある法律および規則に従い本社債の流動性を高める目的で保有もしくは再販売するか、または消却することができる。

(f) 消却

償還されたすべての本社債または消却することを前提に発行会社により買入れられたすべての本社債（および確定社債券の場合は、それとともに呈示されたすべての期日未到来の利札）は直ちに消却されるものとし、その後は再発行または再販売されないものとする。

3. 支払

本要項第3項において、元本および／または利息の（それぞれの場合に応じ）支払という場合およびその他の類似の表現は、文脈により可能な場合は、現物決済額を構成する対象株式の引渡しをも意味するものとする。

(a) 支払方法

確定社債券に関する元本および（もしあれば）利息の支払は（以下の規定に従い）当該本社債券または（場合により）利札の支払代理人の所定の事務所への呈示または提出に対して行われるものとする。本社債に関するすべての利息および元本の支払は、米国（本要項において、この用語はアメリカ合衆国（州およびコロンビア地区およびその領地）を意味する。）外における当該本社債または利札の呈示または提出に対してのみ行われる。本社債に関する支払は、米国内の住所への郵便または米国内の所持人の維持する口座への送金の方法では行われない。

確定社債券に関する支払は（以下の規定に従い）所持人を受取人とする指定通貨の小切手、または所持人の選択により、および主支払代理人への15日前の通知により、支払受領者が指定通貨の国の主要金融センターにおける銀行に保有する指定通貨の口座への送金により行われる。

包括社債券により表章される本社債に関する元本および（もしあれば）利息の支払は、上記に特定した方法、およびその他当該包括社債券に特定される方法にて、当該包括社債券の米国外の支払代理人の

所定の事務所への呈示または（場合により）提出に対して行われる。当該包括社債券に対してなされた各支払の元本の支払と利息の支払を区別した記録は、支払のために当該包括社債券の呈示を受けた支払代理人により、当該包括社債券に対して記録され、その記録は当該支払がなされたことの一応の証拠となるものとする。

該当する包括社債券の所持人は、その包括社債券により表章される本社債に関して支払を受領する権利を有する唯一の者であり、発行会社は、当該包括社債券の所持人またはその指定する者への支払により、支払われた各金額につき支払義務を免れる。本社債の特定の額面金額の所持人として、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿に記載されている者は、それぞれの場合に応じ、発行会社から当該包括社債券の所持人またはその指定する者に対し支払われた各支払の各自の割当分について、専らユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ請求しなければならない。当該包括社債券の所持人以外のいかなる者も、その包括社債券に対して行われるべき支払に関して発行会社に対しいかなる請求権も有しないものとする。

現金の方法で決済される本社債券の償還される日において、これらの本社債券に関連するすべての期日未到来の利札は（添付の有無を問わず）無効となり、これらに関して支払はなされない。現金の方法で決済される本社債券がそれらに付されたすべての期日未到来の利札を添えることなく償還のため呈示された場合は、これらの本社債券に関連して支払われるすべての金員の支払は、発行会社の補償の提供と引換えにのみ行われるものとする。

いずれかの本社債券または利札に関する金員の支払期日が、支払日でない場合は、これらの所持人はその直後の支払日まで、支払われるべき金員の支払を受ける権利を有しないものとし、その遅延に関してはいかなる利息その他の金員の支払を受ける権利も有しないものとする。

本要項において、「支払日」とは、該当する呈示の場所ならびにロンドンおよび東京において、（本要項第7項に従うことを条件として）商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつ TARGET2 システムが稼動している日を意味する。

利払期日、早期償還日または満期償還日（以下「支払予定日」という。）において本社債に関して支払われるべき金額（元本、利息その他）が、ある参照指標の評価数値を参照して算出することにより決定される場合で、かつ、かかる評価を行う日が支払予定日の2営業日前の日より後の日（以下「延期日」という。）に延期された場合には、利払期日、早期償還日または満期償還日は、延期日の2営業日後の日に延期されるものとし、かかる延期に関してはいかなる利息その他の金員も支払されないものとする。

当初の主支払代理人およびその他の当初の支払代理人の名称およびこれらの所定事務所は以下に記載するとおりである。

主支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店

(BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch)

ルクセンブルク、ルクセンブルク市 2085、ホワルドーヘスペランゲ、ガスペリッヒ通り 33

(33, rue de Gasperich, Howald - Hesperange, 2085 Luxembourg, Luxembourg)

その他の支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ・エスシーエー

(BNP Paribas Securities Services S.C.A.)

フランス、パンタン 93500、デバルカデール通り 9 番地、レ・グラン・ムーラン・ド・パンタン

(Les Grands Moulins de Pantin, 9 rue du Débarcadère, 93500 Pantin, France)

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、香港支店

(BNP Paribas Securities Services, Hong Kong Branch)

香港、クォーリー・ベイ、キングス・ロード 979、タイクー・プレイス、PCCW タワー 21 階

(21/F, PCCW Tower, Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong)

発行会社は、支払代理人のいずれも随時変更または解任し、追加のまたは別の支払代理人を任命し、および／またはいずれかの支払代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有するものとするが、以下を条件とする。

- (i) 常に主支払代理人および登録機関が存在すること。
- (ii) 発行会社の属する法域以外のヨーロッパ大陸内の法域に常に支払代理人が存在すること。
- (iii) 発行会社は、欧州理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律により源泉徴収または控除が要求されることのない支払代理人を欧州連合加盟国内に維持すること。

いかなる変更、解任、任命または所定の事務所の変更も 30 日以上 45 日以内の事前通知が本要項第 10 項に従い本社債権者に対して行われた後にのみ効力を生ずるものとする（ただし、支払不能の場合を除くものとし、その場合は直ちに効力を生ずる。）。

本社債に関する支払は、常に(i)支払場所におけるこれに適用される（本要項第 5 項の規定に影響しない）財務またはその他の法律および規則、(ii) 1986 年米国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第 871 条(m)に従い要求される源泉徴収または控除ならびに (iii) 内国歳入法第 1471 条(b)に記載の契約

に従い要求されるか、または内国歳入法第 1471 条から第 1474 条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する（本要項第 5 項の規定に影響しない）法律に従って課される源泉徴収または控除に従うものとする。

（b）現物決済債

（A）現物決済

（1）譲渡通知

現物決済額を構成する対象株式の引渡しを得るためには、保有者は、以下に従うものとする。

（X）包括社債券により表章される本社債の場合は、遅くとも交付期日（以下に定義される。）

の 3 営業日前の日（以下「締切日」という。）の交付を受ける場所における営業終了時までに、ユーロクリアまたは（場合に応じて）クリアストリーム・ルクセンブルクに対し、代理人契約に定める様式による適式な記載がなされた譲渡通知（以下「譲渡通知」という。）を交付し、その写しを主支払代理人に交付するものとする。

本項において、「営業日」とは、東京およびロンドンにおける銀行ならびにユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクが営業している日を意味する。

（Y）確定社債券により表章される本社債の場合は、遅くとも締切日の交付を受ける場所における営業終了時までに、いずれかの支払代理人に対し、代理人契約に定める様式による適式な記載がなされた譲渡通知を交付し、その写しを主支払代理人に交付するものとする。

譲渡通知の様式の写しは通常の営業時間中に支払代理人の所定の事務所から入手することができる。

譲渡通知は、（i）包括社債券により表章される本社債の場合は、ユーロクリアまたは（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルクの認める方法によってのみ交付され、（ii）確定社債券により表章される本社債の場合は、書面によってのみ交付することができる。

確定社債券により表章される本社債の場合は、本社債は、適式な記載がなされた譲渡通知とともに交付するものとする。

「保管振替機構」とは、クリアストリーム・ルクセンブルク、ユーロクリア、株式会社証券保管振替機構またはかかる保管振替機構の後継者をいう。保管振替機構が対象株式の決済を行わないこととなった場合には、当事者は別の受渡方法について合意するため誠実に交渉する。

譲渡通知には、代理人契約に定めるとおり、以下の記載を要するものとする。

（i）保有者および発行会社に対して現物決済額を構成する対象株式の交付に関する詳細を提供する者の名称、住所および連絡先電話番号。

（ii）本社債のシリーズ番号およびかかる譲渡通知の対象となる本社債の数。

（iii）包括社債券により表章される本社債の場合は、かかる譲渡通知の対象となる本社債の額面金額およびかかる本社債が差し引かれる保管振替機構における保有者の口座の番号ならびに交

付期日以前に保有者の口座から当該本社債を差し引く旨の保管振替機構への取消不能の形での指示および授権。

(iv) すべての費用（以下に定義される。）を支払う旨の約束、また、包括社債券により表章される本社債の場合は、保管振替機構における保有者の所定の口座から差し引くことおよびかかる費用を支払うことに関する保管振替機構への授権。

(v) 現物決済額を構成する対象株式の保有者として登録される者の口座情報ならびに／もしくは名称および住所、ならびに／または現物決済額を構成する対象株式の保有を証明する書類が交付されるべき銀行、ブローカーもしくはその他の者の名称および住所を含む現物決済額を構成する対象株式の交付に要する詳細、ならびに発行会社により支払われる現金（現金調整額もしくは現物決済額を構成する対象株式に関連する配当金、または決済障害事由もしくは受渡不履行の結果として発行会社が決済障害現金償還額もしくは（場合に依りて）受渡不履行償還額（以下に定義される。）を支払うことを選択した場合の現金もしくは発行会社が代替現金償還額を支払うことを選択した場合の現金）が入金される保有者の口座の名称および番号。

(vi) 各本社債の実質的所有者が米国人（譲渡通知に定義される。）でなく、本社債が米国内においてまたは米国人のために償還されず、その償還に関連して米国内において米国人に対してもしくは米国人の名義でもしくは米国人のために、いかなる現金、証券その他の資産も交付されなかった旨または将来も交付されない旨の証明。

(vii) 適用ある行政または法律上の手続における当該証明書の提出の授権。

(2) 保有者に関する確認

包括社債券により表章される本社債の場合は、保管振替機構は、譲渡通知の受領と同時に、かかる譲渡通知を交付する者が、かかる譲渡通知に記載された本社債の保有者であることをその帳簿に従い確認するものとする。保管振替機構は、主支払代理人に対し、かかる譲渡通知の対象となる本社債のシリーズ番号および数、口座情報ならびに各本社債の現物決済額を構成する対象株式の交付に関する詳細につき確認するものとする。かかる確認の受領後、主支払代理人はかかる確認内容につき発行会社に報告するものとする。保管振替機構は、交付期日までに当該保有者の証券取引口座から当該本社債を差し引くものとする。

(3) 決定および交付

譲渡通知が適切に記載され適式であるかどうかの決定は、包括社債券により表章される本社債の場合は保管振替機構により、確定社債券により表章される本社債の場合は支払代理人により、いずれの場合も主支払代理人との協議のうえ行われるものとし、かかる決定は、最終的かつ発行会社、主支払代理人および保有者を拘束するものとする。適切に記載されておらず適式でない決定され

た譲渡通知、または上記(1)の規定に従い交付もしくは送付された直後に主支払代理人に写しが交付されなかった譲渡通知は、下記に従い、無効として取り扱われるものとする。

かかる譲渡通知が、主支払代理人との協議のうえ、包括社債券により表章される本社債の場合は保管振替機構の、確定社債券により表章される本社債の場合は支払代理人の、それぞれ満足する様式にその後訂正された場合には、かかる譲渡通知はかかる訂正が交付された時に提出された新たな譲渡通知とみなされるものとする。

上記記載のとおり、保管振替機構または(場合により)支払代理人によって譲渡通知が受領された後は、いずれの譲渡通知も撤回することはできない。譲渡通知の交付後は、保有者はかかる譲渡通知の対象となる本社債を譲渡することはできない。

現物決済額を構成する対象株式は、下記の方法により、満期償還日に保有者の危険負担にて交付される(以下、かかる交付の日を「交付期日」といい、本項に従い調整される。)ものとする。ただし、譲渡通知は、上記のとおり、締切日までに適式に交付されることを条件とする。

保有者が、本項に記載のとおり、譲渡通知を締切日までに主支払代理人への写しとともに交付できなかった場合には、現物決済額を構成する対象株式は、満期償還日以降で実行可能な限り速やかに(かかる場合、当該交付の日が交付期日となる。)、下記記載の方法により、保有者の危険負担にて交付されるものとする。疑義を避けるため、かかる状況下では、保有者は、交付期日が満期償還日後となった場合にも、利息その他を問わず何らの支払を受ける権利も有さないものとし、これに関して発行会社には何らの責任も発生しないものとする。

発行会社は、保有者の危険負担にて、計算代理人がその単独の裁量で決定し、当該譲渡通知において保有者により指名される者に通知する商業的に合理的な方法により、各本社債に関する現物決済額を構成する対象株式を交付するかまたは交付させるものとする。かかる本社債に関する現物決済額を構成する対象株式の交付から生じる印紙税、印紙税引当金および／もしくはその他の経費または税金を含むすべての経費、税金および／もしくはその他の費用(以下「費用」という。)は、保有者により負担され、すべての費用が発行会社の満足する形で保有者により支払われるまでは、現物決済額を構成する対象株式の交付は行われないものとする。

(4) 一般的事項

対象株式の交付期日後、交付される当該対象株式に関するすべての配当は、交付期日において実行される対象株式の売買の市場慣行に従って、当該配当を受領すべき者に対して、対象株式と同様の方法により支払われるものとする。保有者に対して支払われる配当は、保有者が上記の譲渡通知において指定する口座に支払われるものとする。

現物決済額を構成する対象株式の交付後に、発行会社または発行会社のために行為する者が現物決済額を構成する対象株式の法律上の株主として登録されている期間(以下「介在期間」という。)中は、いつでも、発行会社、支払代理人またはその他のいかなる者も、(i)保有者に対し、当該対

象株式の所持人としてその者が受領した書簡、証明書、通知、回覧もしくはその他の書類または（本項に規定される場合を除き）支払を交付または交付の手配をする義務を負わず、（ii）対象株式に付随するすべての権利を行使または行使を手配する義務を負わず、かつ（iii）保有者が、直接または間接を問わず、その者が介在期間中に対象株式の法律上の株主として登録されていることにより被るいかなる損失または損害に関しても、保有者に対し責任を負わないものとする。

（５）決済障害

計算代理人の判断により、計算代理人が決定する商業的に合理的な受渡方法による現物決済額を構成する対象株式の交付が、決済障害事由（以下に定義される。）が交付期日に発生し存続しているために実行可能でない場合、交付期日はかかる決済障害事由が存在しない翌決済営業日まで延期されるものとする。ただし、発行会社は、発行会社が選択するその他の商業的に合理的な受渡方法で現物決済額を構成する対象株式を交付することにより当該本社債に関する義務を履行することを、その単独の裁量により選択することができ、その場合には、交付期日は、かかるその他の商業的に合理的な受渡方法による現物決済額を構成する対象株式の交付に関し、発行会社が適切と判断する日とする。疑義を避けるため、決済障害事由が現物決済額を構成する対象株式の全部でなく一部に影響を及ぼす場合は、決済障害事由により影響を被らない対象株式の交付期日は、当初指定された交付期日とする。現物決済額を構成する対象株式の交付が決済障害事由により実行可能でない限り、現物決済に代えて、また、本項のその他の規定にもかかわらず、発行会社は、当該本社債権者に対し、当該本社債に関する義務を決済障害現金償還額（以下に定義される。）を支払うことにより履行することを、その単独の裁量により選択することができ、かかる決済障害現金償還額は、かかる選択を本要項第 10 項に従い当該本社債権者に通知した日の 5 営業日後に支払われるものとする。決済障害現金償還額の支払は、本要項第 10 項に従い本社債権者に通知された方法により行われるものとする。計算代理人は、決済障害事由が発生したことを、本要項第 10 項に基づき実行可能な限り速やかに本社債権者に対して通知するものとする。本社債権者は、決済障害事由の発生により現物決済額を構成する対象株式の交付が遅延した場合も、当該本社債に関するいかなる支払をも受ける権利を有するものではなく、これに関して発行会社には何らの責任も発生しないものとする。

「決済障害現金償還額」とは、本社債に関し、本社債の公正市場価格（決済障害事由が現物決済額を構成する対象株式の全部でなく一部に影響を及ぼし、影響を被らない対象株式が上記のとおり交付された場合に、当該対象株式の価格を考慮する。）から、関連の原資となるヘッジ取引の解消のため発行会社または関連会社に生じた費用を差し引いた額（これらはすべて発行会社が単独の絶対的裁量により決定するものとする。）を意味する。

「決済営業日」とは、クリアストリーム・ルクセンブルク、ユーロクリアまたはかかる保管振替機構の後継者が決済指示の受入れおよび実行を行っている日をいう。

「決済障害事由」とは、計算代理人の判断により、発行会社の支配の及ばない事由で、その結果として、発行会社が対象株式を本要項に記載する方法により本社債権者に対して交付する手配ができない事由を意味する。

(6) 流動性の欠如による受渡不履行

現物決済額を構成する対象株式の一部または全部（以下「受渡不能株式」という。）の交付が、期限の到来にもかかわらず実行不可能となったと計算代理人が判断した場合で、受渡不履行が対象株式の市場における流動性の欠如による場合、

- (i) 本要項の規定に従い、受渡不能株式以外の対象株式は、当初定められた満期償還日に交付されるものとし、また、
- (ii) 本要項の他の規定にもかかわらず、発行会社は、当該本社債権者に対し、受渡不能株式に関し、現物決済に代えて、当該本社債に関する義務を受渡不履行償還額を支払うことにより履行することを、その単独の裁量により選択することができ、かかる受渡不履行償還額は、かかる選択を本要項第10項に従い当該本社債権者に通知した日の5営業日後に支払われるものとする。受渡不履行償還額の支払は、本要項第10項に従い本社債権者に通知された方法により行われるものとする。計算代理人は、本項の規定が適用されることを、本要項第10項に従い実行可能な限り速やかに本社債権者に対して通知するものとする。

本項において「受渡不履行償還額」とは、当該本社債に関し、本社債の公正市場価格（現物決済額を構成する対象株式が上記のとおり正式に交付された場合に、当該対象株式の価格を考慮する。）から、関連の原資となるヘッジ取引の解消のため発行会社または関連会社に生じた費用を差し引いた額（これらはすべて発行会社が単独の絶対的裁量により決定するものとする。）を意味する。

(B) 資産の代替または代替現金償還額の支払に関する発行会社の選択

本要項の他の規定にかかわらず、計算代理人がその単独の絶対的裁量により対象株式が自由に取引可能でない株式であると決定した場合、発行会社は、その単独の絶対的裁量により、かかる本社債に関し、(i) 対象株式に代えて、計算代理人がその単独の絶対的裁量により自由に取引可能であると決定するその他の株式の（計算代理人がその単独の絶対的裁量により決定する）相当価値（以下「代替資産」という。）と交換するか、または(ii) 当該本社債権者に対し対象株式または代替資産の交付または交付の手配を行わず、これに代えて、当該本社債権者に対し、計算代理人が適切と判断する情報を参照してその単独の絶対的裁量により決定する最終評価日における対象株式の公正市場価格に相当する金額（以下「代替現金償還額」という。）を満期償還日に支払うかを選択することができるものとする。かかる選択は、本要項第10項に従って本社債権者に対して通知されるものとし、発行会社が代替現金償還額を支払うことを選択した場合には、かかる通知にはかかる金額の支払方法に関する詳細を記載するものとする。

本項において、「自由に取引可能」な株式とは、日本における譲渡に関する法的規制を受けない株式を意味する。

(C) 本社債権者の権利および計算

発行会社、計算代理人または代理人のいずれも、本社債に関する計算または決定における過失について責任を負わないものとする。

本社債の買入れは、かかる本社債の所持人に対し、（議決権、配当その他を問わず）対象株式に付随する権利を付与するものではない。

4. 本社債の地位

本社債および（該当する場合は）関連する利札は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、これらの間において現在および将来も同順位であり、発行会社の現在および将来におけるその他すべての直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務と少なくとも同順位である（ただし、法律上優先する例外を除く。）。

5. 課税

(a) 発行会社またはその代理人により行われる本社債に関する元本、利息およびその他の収益の支払は、フランスもしくは課税権限を有するその行政区域もしくは当局または発行会社による本社債の元本および利息の支払に関して課税権限を有するその他の法域、行政区域もしくは当局によりまたはこれらのために課され、徴収され、回収され、源泉徴収されまたは請求されることのある一切の租税、賦課金または公租公課を控除または源泉徴収することなく行われるものとする。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

(b) 追加額

課税管轄によりまたは課税管轄のために何らかの控除または源泉徴収を行うことが要求される場合、発行会社は、法律により許容される限りにおいて、かかる源泉徴収または控除が要求されなかったならば本来本社債権者または（場合により）利札所持人が受領したであろう金額を受領することができるように必要な追加額を支払うものとする。ただしかかる追加額は、以下の支払に関して呈示された本社債または（場合により）利札に関しては支払われないものとする。

(i) その他の関連性がある場合

本社債または利札を所持しているという理由のみ以外に、課税管轄と何らかの関連があるとの理由で当該本社債または利札に関して公租公課を支払うべきである本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

(ii) 関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合

関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合。ただし、本社債権者または（場合により）利札所持人が関連日から 30 日目の日（かかる 30 日目の日が支払日であった場合）に本社債または利札を呈示すれば追加額の支払を受ける権利を有していたであろう場合は、この限りではない。

(iii) フランス法に基づく個人への支払の場合

欧州理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律に従い、個人への支払に関し源泉徴収または控除が要求される場合。

(iv) 別の支払代理人による支払の場合

当該本社債または利札を欧州連合加盟国内に所在する別の支払代理人に呈示すれば当該源泉徴収または控除を回避することができたであろう本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

本項において、「課税管轄」とは、フランスもしくは課税権限を有するその行政区域もしくは当局または発行会社による本社債の元本および利息の支払に関して課税権限を有するその他の法域、行政区域もしくは当局をいう。

本項において、本社債または利札に関する「関連日」とは、当該本社債または利札に関して、最初に支払期日の到来した日もしくは（支払われるべき金員が不当に留保もしくは拒否された場合）未払金額の全額が支払われた日、または社債券の発行された本社債の場合（他の日より早く到来する場合には）本社債権者に対し、本要項に従い本社債または利札が支払のためにさらに呈示された場合にはかかる支払がなされる旨（ただし、かかる支払が実際に行われた場合に限る。）が正式に通知された日から7日を経過した日をいう。

本要項における元本および／または利息への言及は、本項に基づき支払われる追加額への言及を含むとみなされる。

(c) フランスの非居住者である証明書

各本社債権者は、適用あるフランス税法の規定に従って、（支払代理人の所定の事務所で入手可能な様式によるまたはフランスの税務当局が随時指定するその他の様式による）フランスの非居住者である旨の証明書を提出するものとする。

(d) 情報の提供

各本社債権者は、欧州理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律に基づく証明義務および報告義務を遵守するために必要な情報を適宜提供する責任を有する。

6. 債務不履行事由

本社債権者は、以下の事由が生じた場合（以下「債務不履行事由」という。）には、発行会社および主支払代理人に対し、本社債は、その期限前償還金額にて直ちに支払われるべき旨書面にて通知することができる。

(a) 発行会社が、本社債またはその一部に関して支払うべき金員を支払期日に支払わず、当該支払期日から30日を経過してもなおその支払が行われない場合。

(b) 発行会社が、本社債に基づくその他の義務を履行または遵守せず、本社債権者がかかる不履行につき主支払代理人に対して通知した後 45 日経過してもなおかかる不履行が治癒されない場合。

(c) 発行会社が、フランスの破産法に基づく臨時の代表者 (*mandataire ad hoc*) の任命を申請し、債権者との和解手続 (*procédure de conciliation*) を行い、支払を停止し、もしくは発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) もしくはその事業の全部の譲渡 (*cession totale de l'entreprise*) を命じる判決が下された場合、もしくは発行会社が同様の手続の対象となった場合、法的手続をとることなく発行会社がその債権者のための移転、譲渡もしくはその他の取決めを行ったり、債権者との和議手続を行った場合、または発行会社により清算もしくは解散の決議がなされた場合。ただし、かかる手続が合併その他の組織再編成に関連して行われ、これにより発行会社のすべての資産が発行会社の活動を承継する別の法人に譲渡され、発行会社のすべての債務および負債（本社債を含む。）が当該法人によって引受けられる場合を除く。

7. 時効

本社債に関する元本の支払に係る請求は、その支払期日より 10 年を経過した時に時効により無効となり、（もしあれば）本社債に関する利息の支払に係る請求は、その支払期日より 5 年を経過した時に時効により無効となるものとする。

8. 本社債券および利札の代り券の発行

本社債券（包括社債券を含む。）または利札が毀損、摩損、盗難、破損もしくは紛失した場合、代り券の発行に関連して発生する費用をその請求者が支払ったときは、発行会社が要求する証拠および補償の条件に従い、主支払代理人の所定の事務所にて代り券を発行することができる。毀損または摩損した本社債券または利札については代り券が発行される前に提出することを要する。本社債券または利札の消却および代り券の発行は、適用ある法律により要求される手続を遵守して行われるものとする。

9. 追加発行

発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、随時、本社債がすべての点（または発行日、利息発生開始日、発行価格および／またはそれに関する利息の最初の支払額および支払日を除くすべての点）において同一の権利を有し本社債との単一のシリーズを構成する社債を追加して発行することができるものとする。フランス法の下で、これらの追加社債は、その追加社債の条件として定められた場合、本社債と統合 (*assimilables*) されるものとする。

10. 公告

(a) 本社債に関するすべての公告は、(i) ヨーロッパにて一般に発行されている主要な英字の日刊新聞（ファイナンシャル・タイムズであることが予定されている。）において、または(ii) 金融市場機関の一般規則第 221-3 条および第 221-4 条に従って、一度掲載された場合に有効となる。当該公告は、その掲載日に行われたものとみなされ、または 1 回以上もしくは異なる期日に掲載された場合は、その最初の掲

載日に行われたものとみなされる。利札所持人は、すべての目的で、本要項に従い本シリーズの本社債権者に対して行われた公告の内容を通知されたものとみなされる。

- (b) 確定社債券が発行される時までは、本シリーズのすべての包括社債券（上場の有無を問わない。）の全部がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管されている限り、当該シリーズに関してのみ、上記本項(a)に記載する公告に代えて、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対し、これらが本社債権者に対して連絡するよう通知を交付することができる。これらの通知は、当該通知がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付された日の2日後に本社債権者に対して行われたものとみなされる。
- (c) いずれの本社債権者による通知も、関連する本社債券とともに、書面による通知を主支払代理人に預託することにより行われるものとする。本社債が包括社債券により表章されている間は、本社債権者による通知は、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて主支払代理人に対し、主支払代理人およびユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクが承認する方法によって行われるものとする。
- (d) (通知の方法を問わず) 本社債権者に対するすべての通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対しても書面にて交付されるものとする。

11. 社債権者集会、変更および放棄

代理人契約には、本社債、利札または代理人契約の条項を変更する特別決議による承認を含めて、本社債権者の利益に影響する事項を考慮するための社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者集会は、発行会社または本社債の未償還額面総額の5パーセント以上を保有する本社債権者により招集することができる。社債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本社債の未償還額面総額の50パーセント以上を所持または代表する1名以上の者、またはその延会においては額面総額の割合を問わずそのように所持または代表する1名以上の者であるものとする。ただし、本社債または利札の条項の変更（本社債の満期償還日もしくは利払期日、本社債に関して支払われるべき元本額もしくは利息の利率の引下げもしくは消却、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。）がその議題に含まれる会議においては、特別決議の可決に必要な定足数は、本社債の未償還額面総額の3分の2、またはその延会においては3分の1を所持または代表する1名以上の者であるものとする。いずれの社債権者集会において可決された特別決議も、集会に出席したかどうかを問わず、すべての本社債権者および利札所持人を拘束するものとする。また、特別決議は、本社債の額面総額の90パーセント以上を保有する本社債権者により署名された場合には、書面により可決することができるものとする。

主支払代理人および発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、以下の事項につき合意することができる。

- (a) 本社債権者の利益を著しく侵害しないものである本社債、利札または代理人契約の変更。

(b) 形式的、軽微もしくは技術的性格であるか、瑕疵のある規定を是正、訂正もしくは補足するか、明白な誤謬もしくは疑う余地のない誤謬を是正、訂正もしくは補足するために行う、または発行会社が設立された法域における法律の強行規定を遵守するための本社債、利札または代理人契約の変更。

これらの変更は、本社債権者および利札所持人に対し拘束力を有するものであり、これらの変更は、その後実施可能な限り速やかに、本要項第 10 項に従って本社債権者に対して通知されるものとする。

12. 代理人

代理人契約に基づく行為において、代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札所持人に対しいかなる義務をも負わず、またはこれらとの代理もしくは信託関係も引き受けるものではない。ただし、（発行会社が本社債権者および利札所持人に対して本社債またはそれに対する利息の支払を行う義務に影響することなく）本要項第 7 項に基づく時効の期間の満了まで、主支払代理人により本社債の元本もしくはそれに対する利息の支払のために受領された資金を主支払代理人が本社債権者および／または利札所持人のために信託として保管することを除く。発行会社は、代理人契約に基づき発行会社に対して課される義務を履行し遵守することに合意する。代理人契約には、支払代理人の補償および一定の状況における責任の免除に関する条項が含まれ、これらのいずれも、発行会社およびその子会社と取引を行う権利を有し、本社債権者または利札所持人に対してかかる取引の結果生ずる利益につき説明する責任を負うものではない。

13. 1999 年契約（第三者の権利）法

本社債は、本社債の条項を執行するための 1999 年契約（第三者の権利）法に基づくいかなる権利も付与するものではないが、これは同法とは別に存在しまたは行使可能な第三者の権利または救済には影響するものではない。

14. 準拠法および管轄裁判所

(a) 準拠法

代理人契約、約款、本社債および利札ならびに代理人契約、約款、本社債よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(b) 管轄裁判所

本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して（直接的または間接的に）生じるすべての紛争（本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務に関する紛争を含む。）（以下「紛争」という。）の解決には英国の裁判所が管轄権を有し、発行会社は英国の裁判所の管轄権を受け入れるものとし、各本社債権者は（本社債の取得により）英国の裁判所の管轄権を受け入れたものとみなされる。本項において、発行会社は、紛争が不都合または不適切な裁判所に提起されたとの英国の裁判所に対する主張を放棄し、各本社債権者は（本社債の取得により）かかる主張を放棄したものとみなされる。

(c) 送達代理人の任命

発行会社は、送達代理人として、現在ロンドン市 NW1 6AA、ヘアウッド・アヴェニュー10 (10 Harewood Avenue, London NW1 6AA) に所在するビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店 (BNP Paribas, London branch) (Loan Administration Department 気付) を任命し、またビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店が代理人でなくなった場合、または英国における登録を喪失した場合には、いかなる訴訟手続に関しても英国における送達代理人として別の者を任命し、本要項第 10 項に従い直ちに本社債権者に対して通知することを約束する。本項の内容は、法律により許容される他のいかなる方法による送達手続の権利にも影響を及ぼさないものとする。

15. 包括社債券

本社債は、当初は無記名式包括仮社債券（以下「無記名式包括仮社債券」という。）の様式にて発行され、それはユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関に対し、本社債の当初発行日と同日またはそれ以前に交付されるものである。本社債が無記名式包括仮社債券により表章されている間は、交換日（以下に定義される。）以前に行われるべき元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、当該社債券における利益の実質的所有者が米国人でないまたは米国人に対する売却のために本社債を買入れた者でない旨の証明書（規定される様式に従う。）が、米国財務省規則に基づき、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付されており、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクが、（受領した当該証明書に基づく）類似証明書を主支払代理人に対して交付している場合に限り、無記名式包括仮社債券の呈示に対して行われる。

無記名式包括仮社債券が発行された後 40 日目以降の日（以下「交換日」という。）に、その無記名式包括仮社債券の利益は、当該社債券に記載されるとおり、請求に応じて、無記名式包括仮社債券における利益の実質的所有者が米国人でない旨の証明書の交付と引換えに無記名式恒久包括社債券（以下「無記名式恒久包括社債券」という。）における利益と交換することができる。

無記名式恒久包括社債券に対する元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、何ら証明書の必要なく無記名式恒久包括社債券の（それぞれの場合に応じ）呈示または提出に対してユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて行われる。

無記名式恒久包括社債券は、(i) (当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する) ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクから、当該社債券に記載されているように主支払代理人に対する遅くとも 60 日前の書面による通知がなされた場合、または(ii) 交換事由が発生した場合に限り、（無償にて）全部（一部は不可。）につき、相当する場合は利札を付して、無記名式確定社債券に交換される。ここにおいて、「交換事由」とは(i) 債務不履行事由（本要項第 6 項に定義される。）が発生し継続した場合、(ii) ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの双方が連続する 14 日間以上営業を行っていない（法定またはその他の休日による場合を除く。）、または事業を永久に停止する意図を発表もしくは実際に事業を停止し、かつ、承継する決済制度が利用可能でないと

の通知を発行会社が受けた場合、または(iii)無記名式恒久包括社債券により表章される本社債券が確定様式であれば生じなかったような税務上の悪影響を受けた場合を意味する。発行会社は、交換事由が発生した場合は本要項第 10 項に従い速やかに本社債権者に対して通知するものとする。交換事由が発生した場合、（当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクは、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができ、上記(iii)に記載する交換事由の発生の場合は、発行会社もまた、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができる。これらの交換は、主支払代理人が最初の適切な通知を受領した日から 45 日以内に行われるものとする。

無記名式恒久包括社債券が無記名式確定社債券に交換される場合、かかる無記名式確定社債券は、最低指定券面額でのみ発行されるものとする。決済制度に基づき、指定券面額の整数倍でない金額の本社債を保有する本社債権者は、交換日までに、保有する本社債が指定券面額の整数倍となるよう、本社債を購入または売却する必要性が生じる可能性がある。

本社債券のいずれかがユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管される無記名式の包括社債券により表章される限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において、当該本社債券の特定の額面金額の所有者として（この点に関し、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行される、いずれかの者の口座に保有される当該本社債券の額面金額に関する証明書またはその他の文書は、重大な誤謬がない限り、すべての目的のために最終的かつ拘束力を有するものとする。）記帳されている者（ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを除く。）はそれぞれ、発行会社および代理人により、当該本社債券の額面金額に対する元本または利息の支払に関するものを除くすべての目的で当該本社債券のその額面金額の所有者として取り扱われるものとする。元本または利息の支払に関しては、当該包括社債券の所持人が、発行会社およびいずれの代理人によっても、当該包括社債券の条件に従って、当該本社債券の額面金額の所有者として取り扱われるものとする。

包括社債券により表章される本社債は、ユーロクリアおよび／もしくはクリアストリーム・ルクセンブルクまたは発行会社もしくは主支払代理人により承認されたその他の決済制度の規則および手続に従ってのみ移転することができる。

16. 様式、券面額、権原および移転

本社債は、各本社債の額面 100 万円の無記名式で発行され、確定社債券が発行される場合には、連続番号が付される。かかる確定社債券は、利札が付されて発行される。ただし、確定社債券は、本要項第 15 項に記載のとおり一定の場合を除き発行されない。

以下に定める条件に従い、本社債および利札の権原は引渡しにより移転する。各利札の所持人は、その利札が本社債券に添付されているかどうかを問わず、その所持人の権能として、当該本社債券に含まれるすべての条項に従うものとし、それらに拘束されるものとする。発行会社および支払代理人は、適用ある

法律により許容される限りにおいて、いかなる本社債券または利札の所持人をも（それらの本社債券または利札の支払期限が過ぎたか否かに関わらず、また本社債券面上への所有権等に関する記載、以前の本社債券の損失または盗難の通知に関わらず）すべての目的のためにその最終的所有者として取り扱うことができる。

課税上の取扱い

（１）フランスの租税

以下は、（i）日本国における課税ならびに 1995 年 3 月 3 日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」および 2007 年 1 月 11 日付の改正議定書（以下あわせて「租税条約」という。）の目的上の日本国居住者ならびに（ii）租税条約の利益を享受する権利を有する者が本社債を取得、保有および処分した場合の重要なフランス税効果の概要である。

以下の説明は、一般的な概要である。この説明は、特定の状況にある本社債権者に関連する可能性のあるフランス税法および租税条約について網羅的に記載したものではない。

本社債の利息に係る税

フランスの 2009 年第 3 号改正金融法 (*loi de finances rectificative pour 2009 no.3*) (2009 年 12 月 30 日付 2009-1674 法) (以下「本法」という。) の導入後、2010 年 3 月 1 日以後に発行された社債について発行会社によってなされた利息およびその他の収益の支払には、当該支払がフランス国外の非協調国においてなされた場合を除き、フランス一般租税法 125 条 AIII に定められる源泉徴収税が課されない。当該社債の当該支払が非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法 125 条 AIII に基づいて 50 パーセントの源泉徴収税が適用される（ただし、以下に記載された一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。）。

さらに、当該社債の利息およびその他の収益は、それらが非協調国において設立されもしくは住所を有している者に対して支払われもしくは生じた場合または非協調国に所在している金融機関に開設された銀行口座において支払われた場合、2011 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度より、もはや発行会社の課税所得の控除対象とはならない。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息およびその他の収益は、フランス一般租税法 109 条に基づいてみなし配当とみなされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息およびその他の収益には、フランス一般租税法 119 条の 2 に基づいて定められる 25 パーセントまたは 50 パーセントの源泉徴収税が課される場合がある。

上記にかかわらず、本法では、ある特定の社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息またはその他の収益の支払を認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる発行には上記の 50 パーセントの源泉徴収税の規定および控除に関する規定のいずれ

もが適用されないと規定されている（以下「本免除」という。）。2010年2月22日付フランス税務当局の決定（*rescrit*）第2010/11（FPおよびFE）号（以下「本決定」という。）に基づき、社債が下記のいずれかに該当する場合、かかる社債の発行は、かかる目的および効果がないとみなされ、その結果、本免除を受けることができる。

- （i）フランス財政金融法 L. 411-1 条に定められた意味における公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への発行書類の登録または提出が必要となる勧誘を意味する。
- （ii）規制市場またはフランスもしくは外国の多国間証券取引システムにおける取引が承認されている場合（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在しておらず、かかる市場の運営が取引業者もしくは投資サービス業者またはその他類似の外国エンティティによって実行されている場合に限る。（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者またはエンティティが非協調国に所在しない場合に限る。））。
- （iii）その発行時において、フランス財政金融法 L. 561-2 条に定められた意味における中央預託機関もしくは証券の決済および受渡しのためのシステムの運用機関または類似の外国預託機関もしくはシステム運用機関の提供する業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関またはシステム運用機関が非協調国に所在しない場合に限る。）。

本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグを通じて決済されるため、本決定に基づく本免除を受けることができ、本決定が将来変更される場合を除き、フランスにおける源泉徴収税および控除に関する規定のいずれも本社債には適用されない。2012年1月1日現在の非協調国のリストはフランス税務当局によって公表されており、それは毎年更新される。2012年4月4日付命令によれば、フランス一般租税法 238-0 条 A において参照される非協調国のリストは、本書日付現在においては、以下の国々から構成されている。

ボツワナ共和国、ブルネイ、グアテマラ共和国、マーシャル諸島共和国、モントセラット、ナウル共和国、ニウエ島およびフィリピン共和国

（2）日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務または税務顧問に相談する必要がある。日本国の税法上、本社債のような社債についての課税上の取扱いは必ずしも明確とはいえず、また日本国の税務当局もその取扱いを明確にしていない点注意を要する。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の税法」という。）上、本社債は普通社債として取扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に、日本国の税法上、本社債が普通社債として取扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本国の税法上、本社債のように、社債の償還時において、社債が、他社の発行する株式に強制的に交換されるものに関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本国の税務当局が他社の発行する株式に強制的に交換される社債に関する取扱いを新たに取決めたり、または日本国の税務当局が日本国の税法について新たな解釈をした場合、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本社債の利息は、日本国の税法の定めるところにより、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上 20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）の税率となる。）の源泉所得税を課される（平成 25 年法律第 5 号による改正前の租税特別措置法第 3 条の 3、平成 25 年法律第 5 号附則第 20 条、地方税法第 71 条の 5 および 6）。居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限のもとで、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の満期償還により対象株式を受取る場合、当該株式の取得価額（当該取得価額については、「上場株式等償還特約付社債の償還により取得した上場株式等の取得価額は、当該上場株式等償還特約付社債の償還の日における当該上場株式等の価額によるものとし、その価額については、上記と同様とする（租税特別措置法（所得税関係）通達 37 の 10-9 の 3）。」に従って求められる。）およびその他対象株式に関連して交付される現金がある場合には当該取得価額にこれを加えた額が本社債の取得価額を超える場合のその差額については、明確な規定がないため、全く疑義無しとはしないが、償還差益として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われ、かつ、所得が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる（所得税法第 35 条第 1 項、所得税基本通達 35-1(3)）。また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。また本社債の償還金額または当該株式の取得価額に交付される現金（もしあれば）を加えた額が本社債の取得価額を下回る場合の償還差損を日常的な家庭内の事項に関して生じた損失または利子所得を得るための支出と解する見解がみられるが、それによると、個人投資家に発生した償還差損は課税上ないものとみなされることとなる。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合、原則として、その譲渡益に対する租税は課されないものと考えられ、また、その譲渡損はなかったものとみなされるものと考えられる。内国法人投資家が本社債を譲渡した場合および外国法人投資家が本社債を国内の営業所を通じて譲渡した場合に生じた譲渡損益については、益金の額または損金の額として課税所得に算入され法人税および地方税が課される。

外国法人の発行する社債から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債にかかる利息および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

対象株式の株価の過去の推移

下記のグラフは、2012年8月8日から2013年8月8日までの東京証券取引所における対象株価終値の推移を表したものである。これは、様々な経済状況の下で対象株式の株価がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この対象株式の株価の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、また本社債の時価を示すものでもない。過去の下記の期間において対象株式の株価が下記のように変動したことによって、対象株式の株価が本社債の償還までに同様に推移することも示唆するものではない。



(注) 2013年8月8日の東京証券取引所における対象株式の終値は、6,170円であった。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2012 年度）（自 平成 24 年 1 月 1 日 至 平成 24 年 12 月 31 日）

平成 25 年 6 月 3 日関東財務局長に提出

2 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 1 の有価証券報告書の訂正報告書）を平成 25 年 8 月 6 日および平成 25 年 9 月 5 日にそれぞれ関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成 25 年 8 月 16 日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はない。

第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店

東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

グラントウキョウ ノースタワー

第四部【保証会社等の情報】

第 1 保証会社情報

該当事項なし。

第 2 保証会社以外の会社の情報

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

ソフトバンク株式会社 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(2) 理由

本社債の償還は、上記「第一部 証券情報、第 2 売出要項 3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」に記載の条件に従い、一定の場合当該会社の普通株式の受渡しによりなされる。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

	種 類	発行済株式数	上場金融商品取引所または 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(2013 年 8 月 13 日現在)		
発行済株式	普通株式	1, 200, 660, 365 株	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式である。単元株式数は、100 株である。

(注) 「発行済株式数」の欄には、2013 年 8 月 1 日から 2013 年 8 月 13 日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第 33 期）（自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日）

平成 25 年 6 月 21 日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書及びその添付書類

四半期報告書

四半期会計期間（第 34 期第 1 四半期）（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 6 月 30 日）

平成 25 年 8 月 13 日関東財務局長に提出

③ 臨時報告書

①の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成 25 年 8 月 16 日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき臨時報告書を平成 25 年 6 月 24 日に、企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 19 号の規定に基づき臨時報告書を平成 25 年 8 月 1 日に、および企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 3 号の規定に基づき臨時報告書を平成 25 年 8 月 12 日に、関東財務局長に提出

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

第 3 指数等の情報

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に
掲げる要件を満たしていることを示す書面

関東財務局長 殿

平成24年8月16日

会社名 ビー・エヌ・ピー・パリバ

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
代理人 弁護士 柴田 弘典

署 名 柴田 弘典

1. 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 当社が本邦において発行登録書の提出日（平成24年8月16日）以前5年間にその募集または売出しに係る有価証券届出書または発行登録追補書類を提出することにより発行し、または交付された社債券の券面総額または振替社債の総額は100億円以上であります。
（平成23年3月1日の募集）
券面総額または振替社債の総額：620億円

2013 年度第 2 四半期決算報告書

プレスリリース
2013 年 7 月 31 日、パリ発

依然として厳しい欧州の経済環境のなか
株主帰属純利益 **18 億ユーロ**を達成

多様化した業態および地域別構成が奏功し、底堅い営業収益

事業部門の営業収益：
12 年度第 2 四半期比安定推移

継続的なコスト削減努力に **SIMPLE & EFFICIENT** 計画の初期効果も寄与
事業部門の営業費用：**12 年度第 2 四半期比 -1.0%**

景気低迷にもかかわらずリスク費用は穏やかな水準

リスク費用：**11 億 900 万ユーロ（68 ベーシスポイント）**

盤石な財務体質

- 非常に高い自己資本比率

バーゼル **3** 基準全面適用のエクイティ **TIER 1** 比率：**10.4%**

- 即時利用可能な余剰資金は潤沢

2360 億ユーロ（13 年 6 月末現在）

- 全リテールネットワークを通じた預金の集積は高水準を維持

リテールバンキング部門の預金残高：**12 年度第 2 四半期末比 +6.4%**

依然として厳しい欧州の経済環境のなか、株主帰属純利益 18 億ユーロを達成	2
リテールバンキング事業	3
国内市場部門	3
インベストメント・ソリューションズ事業	9
コーポレートバンキング・投資銀行（CIB）事業	10
コーポレート・センター	11
財務構造	12
グループのアクションプラン	13
連結損益計算書	16
2013 年度第 2 四半期 － コア事業部門別業績	17
2013 年度上半期 － コア事業部門別業績	18
連結四半期業績の推移	19

本プレゼンテーションに含まれる数値は、未監査の数値です。2013 年 4 月 18 日に、BNP パリバは、2012 年度の四半期決算に関わる修正を発表しました。かかる修正には次の 2 点が特に反映されています：(i) IAS 第 19 号「従業員給付」の改訂は、グループの 2012 年度税引前利益に対して 7 百万ユーロの押し上げ効果をもたらし、その調整額は該当部門および業務の営業費用へ再配分されました；(ii) 一時的にコーポレート・センターで計上していた項目を、部門および業務へ配分しました。これらの修正決算報告において、2012 年度に関わる数値は、あたかも取引が 2012 年 1 月 1 日に実行されたかのように表示されています。本プレゼンテーションは、修正された 2012 年度の四半期数値に基づいています。

本プレゼンテーションには、将来の事象に関する現在の見解および見通しに基づいた予測的な記述が含まれています。予測的な記述には、財務上の予測や見積りおよびその基礎となる仮定、将来の事象、事業活動、商品およびサービスに関連する計画、目標および見通しに関する記述、ならびに将来の業績およびシナジーに関する記述があります。予測的な記述は将来の業績を保証するものではなく、BNP パリバとその子会社および出資先企業にまつわる固有リスク、不確実性および仮定によって左右されるものです。さらには、BNP パリバとその子会社の事業展開、銀行業界のトレンド、将来の設備投資および買収、グローバルもしくは BNP パリバの主要地域市場における経済状況の変化、市場競争ならびに規制といった要因にも左右されます。これらの事象はいずれも不確実なものであり、現在の見通しとは異なる結果と、ひいては現在の見通しとは大きく異なる業績をもたらす可能性があります。実際の業績は、予測的な記述において見積りまたは示唆されたものとは大きく異なる可能性があります。本プレゼンテーションに含まれるいかなる予測的な記述も本プレゼンテーション発行日現在の予測であり、BNP パリバは、新たな情報や将来の事象によって、予測的な記述を公に修正もしくは更新する責任を負いません。

本プレゼンテーションに含まれる BNP パリバ以外の第三者に関わる情報もしくは外部の情報源から入手した情報は、その真実たることを独自に確認したものではありません。ここに記載の情報や意見に関して、表示または保証を表現あるいは示唆してはならず、またその公正性、正確性、完全性または正当性に関しては確実なものではありません。BNP パリバもしくはその代表者ともに、いかなる過失に対しても責任を負わず、また本プレゼンテーションあるいはその内容の使用により生ずる、もしくは本プレゼンテーションやここに記載の情報や資料に関連して生じる、いかなる損失に対しても責任を負いません。

2013 年 7 月 30 日に BNP パリバ取締役会が開催され、ボードゥアン・プロ会長が議長を務めるなか、当グループの 2013 年度第 2 四半期の業績が検討され、また、当上半期に関わる中間決算報告書が承認されました。

依然として厳しい欧州の経済環境のなか、株主帰属純利益 18 億ユーロを達成

欧州景気が停滞するなかにあっても、BNP パリバは 2013 年度第 2 四半期において確かな業績を収めました。

当四半期の営業収益は 99 億 1700 万ユーロとなり、2012 年度第 2 四半期と比べて 1.8%の減収となりました。当四半期の営業収益には、純額で 1 億 5000 万ユーロに上る次の 2 つの一時項目が含まれています：すなわち、Royal Park Investments の保有資産の売却による影響が 2 億 1800 万ユーロの増収要因であったのに対し、自己負債の再評価による修正額および「債務価値調整」(Debit Value Adjustment : DVA) による影響が 6800 万ユーロの減収要因となりました。多様化した業態および事業の地域別構成の恩恵を受け、事業部門の営業収益は底堅く推移し、リテールバンキング事業¹ (+1.0%²) およびインベストメント・ソリューションズ事業 (+3.1%²) は若干の増収であったのに対し、コーポレートバンキング・投資銀行 (CIB) 事業 (-0.4%³) は微減となりました。

継続的なコスト抑制努力に加え"Simple & Efficient" (簡素化および効率化) 計画の初期効果のおかげで、当四半期の営業費用は前年同期比 0.7%減の 62 億 9100 万ユーロとなりました。営業費用には、Simple & Efficient 計画に関わる変革のための一時費用 7400 万ユーロの影響が含まれています。営業費用を事業部門別にみると、リテールバンキング事業¹ で 0.5%⁴ 減少、インベストメント・ソリューションズ事業では 0.2%² の微増、および CIB 事業では 1.8%² の若干の増加でした。

当四半期の営業総利益は前年同期比 3.6%減少し、36 億 2600 万ユーロとなりました。なお、事業部門合計では前年同期比 1.7%の増加を果たしました。

グループのリスク費用は、厳しい経済環境にもかかわらず穏やかな水準にとどまり、当四半期に 11 億 900 万ユーロで融資残高の 68bp に相当しました。これは 2012 年度第 2 四半期から 18bp の上昇でしたが、前年同期には CIB 事業において計上された多額の引当金戻入益が影響していました。当四半期のリスク費用は、2013 年度第 1 四半期との比較では 8bp の上昇でした。これにはとりわけ CIB 事業のアドバイザー・アンド・キャピタルマーケット業務における一時費用が影響していました (+4bp の押し上げ要因)。

営業外損益は、当四半期において 1 億 8300 万ユーロの利益となりました。これに対し、2012 年度第 2 四半期の営業外損益は 7700 万ユーロの利益でした。当四半期の営業外損益には、BNP パリバ・エジプト部門の売却に関わる 8100 万ユーロの一時的影響が含まれています。

グループの税引前利益は当四半期に 27 億ユーロとなり、前年同期比 9.6%の減益でした。当四半期における一時項目の影響は+1 億 5700 万ユーロであったのに対し、2012 年度第 2 四半期には+2 億 7100 万ユーロが計上されていました。なお、事業部門合計の税引前利益は、前年同期と比べて 3.2%の減少にとどまりました。

以上から、BNP パリバは当四半期に株主帰属純利益 17 億 6300 万ユーロを計上し、2012 年度第 2 四半期と比べて 4.7%の減益となりました。

グループは盤石なバランスシートを有しています。自己資本比率は非常に高い水準を維持しています。バーゼル 3 基準 (全面適用⁵) に基づくエクイティ Tier 1 (普通株式等 Tier 1) 比率は、当四半期末において 10.4%でした。エクイティ Tier 1 のみを対象としたバーゼル 3 全面適用のレバレッジレシオ⁵は 3.4%⁶とな

¹ フランス国内プライベート・バンキングの 100%を含み、PEL/CEL の影響を除く。

² 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

³ 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除き、かつ 2012 年度第 2 四半期の資産売却によるキャピタルゲインを除く。

⁴ 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除き、かつ"Hello bank!"プロジェクト始動にかかわる費用を除く。

⁵ 経過措置なしで全ての資本要求指令 4 (CRD4) 規則を考慮し、BNP パリバがこれを適用して算定した、エクイティ Tier 1 比率。

⁶ バーゼル 3 基準全面適用によるレバレッジレシオは、当四半期末の Tier 1 資本に基づき算定すると 3.8%。

り、これは 2018 年 1 月 1 日以降に発効するレバレッジ規制が要求する 3%を既に上回っています。また、グループの即時利用可能な余剰資金は、当四半期末において 2360 億ユーロに上りました。

1 株当たり純資産額¹は当四半期に 61.6 ユーロとなり、2008 年 12 月末からの年平均成長率は 6.0%となりました。これは、BNP パリバが、景気サイクルを通して 1 株当たり純資産額を成長させる能力を有していることを証明するものです。

さらに、グループの機能のしかたを簡素化し業務効率の向上を図る意欲的な計画である Simple & Efficient については、2013 年度上半期において 3 億 3000 万ユーロに上る経常的な経費節減を達成することにより、計画の順調なスタートが確認されました。これには 2012 年末時点で予想されていた事案やプロジェクトの迅速な達成が貢献しました。グループ全体にわたり、2 千を超すプロジェクトからなる千以上の計画が立案されています。これらのうち 86%近くが既に始動しており、計画ごとに、責任者、予算、およびタイムテーブルが明確化されています。

2013 年度上半期全体で、グループは、厳しい経済環境にもかかわらず底堅い業績を収めました。営業収益は 199 億 7200 万ユーロに上り、2012 年度上半期と比べて-0.1%と、ほぼ横ばいでした。当上半期の営業収益には、+2 億 9900 万ユーロの一時項目が影響していました。対して、前年度上半期には-7 億 8800 万ユーロの一時項目が計上されていました。事業部門合計の営業収益は、当上半期に 3.1%の減収となりました。

営業費用は当上半期において 2.8%減少し 128 億 500 万ユーロとなったことを受けて、営業総利益は 71 億 6700 万ユーロに上り、前年同期比 5.3%の増益となりました。なお、事業部門合計の営業総利益は、当上半期において前年同期比 2.0%の減益でした。

リスク費用は当上半期に 20 億 8700 万ユーロとなり、前年度上半期と比べて 16.1%上昇しましたが、前年同期には CIB 事業で多額の引当金戻入益が計上されたことが影響していました。

営業利益は安定推移し、50 億 8000 万ユーロ（前年同期比 +1.5%）でした。

営業外損益は当上半期において 2 億 3500 万ユーロの利益でした。対して、前年同期の営業外損益は 19 億 2100 万ユーロの利益でしたが、これにはとりわけクレピエールに対するグループの 28.7%持分の売却により計上されたキャピタルゲイン 17 億 9000 万ユーロが貢献していました。

これらを受けて当上半期の税引前利益は 53 億 1500 万ユーロとなり、前年同期と比べて 23.3%減少しました。税引前利益に影響した一時項目は、当上半期において+1 億 5100 万ユーロであったのに対し、前年同期には+9 億 1800 万ユーロが計上されていました。

以上から、BNP パリバは当上半期において株主帰属純利益 33 億 4700 万ユーロを上げましたが、これは、クレピエールに対する持分売却益が計上された前年同期からは 29.1%の減益でした。

*
* *

リテールバンキング事業

国内市場部門

当四半期における国内市場部門の事業活動の結果、預金残高が 2012 年度第 2 四半期と比べて 6.1%増加し、また全てのネットワークで成長努力が継続されました。融資残高は、借入需要が引き続き減速したことから、

¹ 再評価を含まない。

前年同期末比で 1.7%減少しました。国内市場分門は、ベルギー、ドイツおよびフランスにおいて、新たな欧州のネット銀行として導入された“Hello bank!”（ハロー・バンク！）への協力を結集しました。

当四半期の営業収益¹は 39 億 7300 万ユーロに上り、2012 年度第 2 四半期と比べて僅かながらも増収（+0.3%）となりました。これには、長引く低金利環境および融資の伸び悩みにもかかわらず、手数料収入の復調およびアルバルの好業績が貢献しました。このような状況を受け、国内市場部門は引き続きコスト体質の調整を図った結果、当四半期における営業費用¹は 24 億 7700 万ユーロとなり、前年同期と比べて 1.3%² 減少しました。これにより営業収益対コスト比率は、フランス、ベルギーおよびイタリアで改善し、国内市場部門全体では 61.9%²となりました。

これらを受けて当四半期の営業総利益¹は 14 億 9600 万ユーロに上り、前年同期比 2.0%の増益となりました。

以上から、イタリアにおけるリスク費用の上昇を考慮し、またプライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を、国内市場部門からインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、当四半期の税引前利益³は 9 億 8800 万ユーロとなり、2012 年度第 2 四半期と比べて 5.3%の減益となりました。従って国内市場部門は、厳しい経済環境に直面しながらも、継続的なコスト体質の調整努力が功を奏し、総じて堅調な業績を収めたといえます。

フランス国内リテールバンキング（FRB）

フランス国内リテールバンキング部門による事業活動の成果は、当四半期において再び、預金残高の着実な伸び（2012 年度第 2 四半期末比 5.9%増）に反映され、とりわけ普通預金の伸び（同 6.9%増）がこれを牽引しました。融資残高は、借入需要の低迷により前年同期末と比べて 2.7%の減少でした。中小企業（SME）に対する継続的なサポートは、2012 年 7 月に発足した“€5bn and 40,000 projects”（4 万のプロジェクトに 50 億ユーロの融資）運動が目標を上回る成果（2013 年 6 月末現在で 61,466 件のプロジェクトに対し 67 億の融資を実行）を収めただけでなく、10 か所の SME イノベーションハブの開設に表れています。そのおかげで、SME セグメントに対する融資残高は当四半期に+1.8%⁴増加しました。

当四半期の営業収益⁵は 17 億 4200 万ユーロとなり、2012 年度第 2 四半期と比べて 1.6%の減収でした。低金利環境が長引いたことと融資残高の減少とが相まって、純利息収入は 3.0%減少しました。なお、手数料収入は+0.6%と僅かに増加しました。

業務効率が引き続き改善したおかげで、営業費用⁵は 2012 年度第 2 四半期と比べて 1.9%減少しました。

当四半期の営業総利益⁵は 6 億 5500 万ユーロとなり、前年同期比 1.1%の減少でした。

リスク費用⁵は前年同期から安定推移し、融資残高の 24bp 相当で依然として低い水準にとどまりました。

以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、FRB の当四半期の税引前利益⁶は 5 億 3600 万ユーロとなり、前年同期と比べた減益幅は 2.2%にとどまりました。これは当部門の底堅い経常的な利益獲得能力を証明するものです。

¹ フランス（PEL/CEL の影響を除く）、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

² Hello bank! の発足費用（1600 万ユーロ）を除く。

³ PEL/CEL の影響を除く。

⁴ 出展：フランス銀行。独立系 SME 対象、年次スライド方式に基づく。

⁵ PEL/CEL の影響を除き、フランス国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

⁶ PEL/CEL の影響を除く。

2013 年度上半期全体で、営業収益¹は前年同期と比べて 1.8%の減収となりました。その背景には、長引く低金利環境と融資残高の減少を受けて純利息収入が 2.3%減少したことに加え、手数料収入が 1.1%減少したことがありました。業務効率の継続的な改善を受けて営業費用¹が 1.9%減少したことにより、営業総利益¹の減少幅は 1.7%にとどまりました。そのおかげで営業収益対コスト比率¹は若干改善し、61.6%となりました。リスク費用¹が低水準にとどまったことも貢献し、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、FRB の税引前利益は² 当上半期に 11 億 1800 万ユーロとなり、前年同期と比べて 2.2%の減益でした。

BNL バンカ・コメルシアレ (BNL bc)

BNL バンカ・コメルシアレ (BNL bc) の事業活動の成果として、当四半期に預金残高が高い伸び (2012 年度第 2 四半期末比+9.5%) を果たしましたが、個人客および法人顧客の両セグメントで増加しました。融資残高は、法人および小規模事業者の顧客セグメントで借入需要の減速が目立ち、平均で 3.4%減少しました。当四半期における事業活動には、CIB 事業との協働により、大企業をターゲットとした営業活動の強化が反映されていました。

当四半期の営業収益³は、2012 年度第 2 四半期と比べて+0.4%と僅かに増加し、8 億 1600 万ユーロに上りました。純利息収入は、マージンが底堅く推移したものの融資残高が減少したことから、前年同期比 3.6%減少しました。手数料収入は前年同期比 9.2%の増加でした。これにはオフバランスの貯蓄商品が好調で、とりわけプライベート・バンキング部門が貢献しました。

業務効率の改善努力が奏功し、営業費用³は 2012 年度第 2 四半期と比べて 1.6%減少し、4 億 4100 万ユーロとなりました。

当四半期の営業総利益³は 3 億 7500 万ユーロに上り、前年同期比 2.7%の増益を果たしました。

リスク費用³は、2012 年度第 2 四半期との比較で 28.3%増加し、融資残高の 146bp 相当となりましたが、2013 年度第 1 四半期からは安定推移しました (-0.3%)。

依然として厳しい経済環境のなか、BNL bc は引き続きビジネスモデルの適応に努めました。以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BNL bc は当四半期に 7500 万ユーロの税引前利益を計上しましたが、これは前年同期と比べて 41.4%の減益でした。

2013 年度上半期全体で、営業収益³は前年同期と比べて 0.6%の増収となりました。純利息収入が、特に融資残高縮小の影響で 2.0%減少した一方で、手数料収入の 6.2%増加がこれを打ち消す格好となりました。手数料収入は、とりわけ法人顧客セグメントおよびオフバランス貯蓄商品の好調に沿ったかたちで伸びました。営業費用³は 2012 年度上半期と比べて 1.6%減少し、2.2 ポイントの正のジョーズ効果を生み出しました。これを受けて営業収益対コスト比率³がさらに改善し、当上半期は 53.6%へと低下しました。ただし、リスク費用³が前年同期比で 31.6%増加したことから、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BNL bc の税引前利益は当上半期に 1 億 5900 万ユーロとなり、2012 年度上半期と比べて 42.2%の減益でした。BNL bc は当上半期においても、依然として厳しい経済環境のなかで、引き続き業務効率の改善に努めました。

¹ PEL/CEL の影響を除き、フランス国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

² PEL/CEL の影響を除く。

³ イタリア国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

ベルギー国内リテールバンキング (BRB)

ベルギー国内リテールバンキング (BRB) は、当四半期において業績の好調を維持しました。当四半期の事業活動の結果、預金残高が 2012 年度第 2 四半期末比で 4.0%増加しましたが、とりわけ当座預金および普通預金の高い伸びがこれを牽引しました。融資残高は当四半期に 1.7%¹ 増加し、特に個人客への貸出が伸びたことに加え、中小企業 (SME) への融資が底堅く推移したことが寄与しています。零細企業や SME を支援するために、当該セグメントを対象としたキャンペーンが展開され、10 億ユーロに上る資金が充当されました。

当四半期の営業収益² は 2012 年度第 2 四半期から安定推移し¹、8 億 4400 万ユーロとなりました。純利息収入は長引く低金利環境に沿うかたちで若干減少した一方で、手数料収入は、金融取引の手数料の復調とオフバランスの貯蓄商品の伸びにより増収となりました。

業務効率の改善効果により、営業費用² は 2012 年度第 2 四半期と比べて 0.6%¹ 減少し、6 億 2100 万ユーロとなった結果、営業総利益² の前年同期比 1.6%¹ 増に貢献しました。

当四半期のリスク費用² は、2012 年度第 2 四半期から安定推移し、融資残高の 20bp 相当と、依然として低い水準にとどまりました。以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、当四半期の営業外損益の影響が小さかったことも相まって、BRB の税引前利益は 1 億 6100 万ユーロとなり、前年同期と比べて 2.4%の減益でした。

2013 年度上半期全体で、営業収益² は+0.2%と僅かに増収となりました。純利息収入は長引く低金利環境を受けて減少したものの、オフバランス貯蓄商品の好調が手数料を増加させ、これを相殺しました。業務効率の改善効果により、営業費用が 0.5%² 減少し、0.7 ポイントの正のジョーズ効果を生み出したことから、営業収益対コスト比率² は 72.5%へと改善しました。その結果、営業総利益² は 2012 年度上半期と比べて 2.2%増加しました。リスク費用² は当上半期に 17.9%減少し、とりわけ低い水準となりました。以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BRB の当上半期の税引前利益は 3 億 6600 万ユーロに上り、2012 年度上半期と比べて 2.8%の増益となりました。

ルクセンブルク国内リテールバンキング：融資残高は、当四半期に、2012 年度第 2 四半期と比べて 1.4%増加しましたが、住宅ローンの高い伸びがこれを牽引しました。また、法人顧客セグメントからの旺盛な資金流入が特に貢献し、預金残高も確かな伸びを示しました (+6.0%)。当四半期において営業収益は前年同期比で若干増加した一方、営業費用の増加により、営業収益対コスト比率は 1.9 ポイント上昇しました。

個人投資家部門：当四半期において、運用資産残高は、活発な販売およびマーケティング努力のおかげで、2012 年 6 月末現在の水準と比べて 9.9%増加しました。預金残高は当四半期に、新規顧客の順調な増加に加えドイツにおける Hello bank! の発足を受けて、前年同期比 20.5%の急増を果たしました。当四半期の営業収益は、仲介業務および預金の伸びにより、前年同期と比べて増収となりました。営業費用が減少したことから、当四半期の営業総利益は大幅増となりました。

アルバル：連結ベースのリース資産残高は、当四半期に微増となりました (2012 年度第 2 四半期比 +0.4%)。営業収益は、中古車価格の上昇が牽引し、前年同期と比べて急増しました。営業費用が若干減少したことにより、営業総利益は 2012 年度第 2 四半期から大幅に増加しました。

¹ 連結範囲変更による影響を除く。

² ベルギー国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

リーシング・ソリューションズ：当四半期において、リース資産残高は前年同期末比で 7.0%¹ 減少しましたが、これはノンコア資産を調整する事業適応計画に沿ったものです。ただし、取引の収益性を重視する選択的な方針のおかげで、リース資産残高の減少が当四半期の営業収益に及ぼした影響はより限定的でした。確かなコスト管理が奏功し、当四半期の営業収益対コスト比率は、前年同期から改善しました。

全体では、これら 4 つのビジネスユニットによる国内市場部門の税引前利益への貢献は、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、前年同期と比べて 6.9%増加し、2 億 1600 万ユーロに上りました。

2013 年度上半期全体で、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、これら 4 つのビジネスユニットは、総額 4 億 3400 万ユーロで国内市場部門の税引前利益に貢献しました。これは 2012 年度上半期と比べて 3.8%の増加でした。

*
* *

欧州・地中海沿岸諸国

当四半期において欧州・地中海沿岸諸国部門は、積極的な販売およびマーケティング活動を展開しました。預金残高は前年同期末比で 13.5%¹ 増加し、しかもほとんどの国で増加が確認されましたが、なかでもトルコでの伸び（+26.4%¹）が突出していました。融資残高は 8.9%¹ 増加し、とりわけトルコでの好調（+26.5%¹）がこれを牽引しました。販売およびマーケティング努力はまた、トルコにおいて CIB とインベストメント・ソリューションズの間でクロスセリングが大幅に伸びたことに加え、キャッシュマネジメント業務の商品ラインが拡充されたことに表れています。

当四半期の営業収益は 4 億 8200 万ユーロに上り、2012 年度第 2 四半期と比べて 11.4%¹ の増収となりました。その最大の牽引役を果たしたのがトルコでの大幅増収（+27.1%¹）でした。

営業費用は、当四半期に前年同期比 3.0%¹ 増加し 3 億 3000 万ユーロとなりました。その主要因は、トルコで当四半期に 25 の支店開設があり、営業費用が 13.3%¹増加したことです。対して、東欧では、ポーランドおよびウクライナでの業務効率向上の取組みが奏功し、同地域の営業費用は 7.6%¹ 減少しましたが、トルコの要因がこれを打消しました。

リスク費用は当四半期に 5300 万ユーロとなり、融資残高の 83bp 相当でした。これは前年同期から 800 万ユーロの増加でしたが、前四半期からは 1800 万ユーロの減少でした。以上から、欧州・地中海沿岸諸国部門は当四半期に税引前利益 2 億 3700 万ユーロを収め、前年同期比で大幅増益となりました（BNP パリバ・エジプトの事業売却によるキャピタルゲイン 1 億 700 万ユーロ²を除いて、前年同期比+54.5%¹）。

2013 年度上半期全体で、営業収益は、トルコでの快挙（+31.6%¹）を受けて、前年同期比 13.6%¹ の増収となりました。営業費用は全体で 3.4%¹ 増加しました。うち、トルコでの 14.4%¹ の増加に対し、東欧では、ポーランドおよびウクライナでの業務効率改善策が奏功し、前年同期から減少しました。これを受けて営業収益対コスト比率は、2012 年度上半期から 6.8 ポイント¹ 低下し、68.7%へと改善しました。リスク費用が 5.4%¹ 減少し、またエジプト部門の売却による 1 億 700 万ユーロ² のキャピタルゲインのおかげで、当上半期の税引前利益は前年同期と比べて大幅増となり、3 億 3300 万ユーロに上りました。

¹ 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

² とりわけコーポレート・センターに計上された為替差損-3000 万ユーロを含まない。

バンクウェスト

当四半期におけるバンクウェストの好業績は、当座預金および普通預金の確かな伸びにより、預金残高が前年同期末比 **4.4%**¹ 増加したことに表れています。融資残高は、法人顧客および **SME** セグメントへの事業投資が奏功し、企業向け貸出が高い伸び (**+10.1%**¹) を果たしたため、全体では **3.5%**¹ 増加しました。このような業務展開の好調さはまた、次の分野でも表れていました。すなわち、プライベート・バンキング部門の体制強化により、運用資産が **2013 年 6 月末現在で 60 億米ドルへと拡大しました (2012 年 6 月末と比べて +32%)**。また、モバイルバンク・サービスの成長により、利用者は現在 **187,000 人** を数えますが、これは **2013 年 3 月末から 3 割以上の増加**を意味します。

ただし、当四半期の営業収益は **5 億 5700 万ユーロ** となり、**2012 年度第 2 四半期と比べて 4.6%**¹ の減収となりました。これには、金利低下によるマイナス要因が融資の伸びによるプラス要因を上回ったことや、証券業務で債権売却によるキャピタルゲインが前年同期の水準に及ばなかったことも影響していました。

営業費用は当四半期に **3 億 4600 万ユーロ** となり、前年同期比 **3.0%**¹ 増加しました。法人および小規模事業者向け業務の拡充に加え、プライベート・バンキング業務の体制強化に要した費用が増加要因となりました。

リスク費用は当四半期に極めて低い水準にとどまり、融資残高の **11bp** 相当となりました (**2012 年度第 2 四半期から 2000 万ユーロの減少**)。

以上から、バンクウェストは当四半期において **2 億ユーロの税引前利益**を収めました、これは **2012 年度第 2 四半期と比べて 7.9%**¹ の減益となりました。

2013 年度上半期全体で、営業収益は、長引く低金利環境の影響を受けて、前年同期と比べて **3.8%**¹ の減収となりました。営業費用は、プライベート・バンキングの組織強化に加え、小規模事業者および法人顧客業務にかかわる事業投資を受けて、**2.7%**¹ 増加しました。その結果、営業収益対コスト比率は **3.9 ポイント**¹ 上昇し、**62.0%**となりました。リスク費用が当上半期に激減したため (**-51.0%**¹)、税引前利益は **3 億 9000 万ユーロ**に上り、減益幅は **2012 年度上半期と比べて 5.2%**¹にとどまりました。

パーソナル・ファイナンス

パーソナル・ファイナンス部門の融資残高は、**2012 年度第 2 四半期末と比べて 3.3%**¹ 減少し、**861 億ユーロ**¹となりました。消費者ローン残高の減少幅は **0.9%**¹ の微減にとどまりましたが、住宅ローン残高は、バーゼル 3 基準に向けた事業適用計画に沿ったかたちで **6.4%**¹ 減少しました。当四半期中の注目事項のうち、特に次の 2 点が挙げられます。すなわち、パーソナル・ファイナンス部門は、セテレムが提供するリボルビングクレジットの新サービスで、**Vigeo** から「フランスにおける社会的に責任ある企業」として格付けされました (なお、**Vigeo** は企業の社会的責任 (CSR) を評価する独立の格付け機関)。また、中国では、消費者ローンの開発で南京銀行と提携しました。

当四半期の営業収益は、**2012 年度第 2 四半期と比べて 0.7%減少し、12 億 3500 万ユーロ**となりました。住宅ローン残高が減少するとともに、消費者ローンからの営業収益は、フランス国内でマージンや取引金額に関する規制強化の影響を受けました。ただし、ベルギー、中欧、ドイツおよびブラジルでは、営業収益が勢い付きしました。

営業費用は **2012 年度第 2 四半期と比べて 6.4%減少し、5 億 5700 万ユーロ**となりました。事業適応計画の効果が発揮されたおかげで、業務提携への投資負担にもかかわらず、費用削減を果たしました。

¹連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

当四半期のリスク費用は、3 億 7800 万ユーロで前年同期から安定推移し（2012 年度第 2 四半期から+400 万ユーロの増加）、融資残高の 174bp 相当でした。

以上から、パーソナル・ファイナンス部門の税引前利益は、当四半期に 3 億 1200 万ユーロとなり（前年同期比 3.0%の増益）、当部門の確かな利益創出能力を証明しました。

2013 年度上半期全体で、営業収益は前年同期と比べて 2.5%の減収でした。これにはとりわけ、事業適用計画に沿った住宅ローン残高の縮小に加え、消費者ローン業務がフランス国内の規制によるマイナス影響を受けたことが作用していました。ただし、消費者ローンは、ベルギー、ドイツおよび中欧で、営業収益には勢いがありました。営業費用は 事業適応計画の効果が発揮されて 11.0%減少し、その結果、営業収益対コスト比率は 45.8%へと改善しました。リスク費用に関しては、2012 年度上半期には一過性の貸倒引当金戻入益が計上された反動で、当上半期には 7.7%増加しました。以上から、税引前利益は 5 億 8400 万ユーロとなり、減益幅は 0.3%の微減にとどまりました。

*
* *

インベストメント・ソリューションズ事業

インベストメント・ソリューションズ事業の事業開発は、中国の生命保険事業で BNP パリバ・カードィフと北京銀行の間で 2013 年 7 月上旬に締結された合弁契約により、新たな局面を迎えました。

運用資産残高¹は 2013 年 6 月末現在で 8690 億ユーロに上り、2012 年 12 月末の水準と比べて 2.2%の減少でしたが、2012 年 6 月末との比較では横ばいでした。2013 年度上半期中の運用パフォーマンス効果（-25 億ユーロ）には、金利上昇と期末にかけて株式相場が下落したことが打撃となりました。為替変動の影響は、ユーロ高でマイナス効果（-21 億ユーロ）となりました。

2013 年度上半期において資金の純流出がおり（-123 億ユーロ）、とりわけ資産運用部門で資金がマネーマーケットファンドへと流れました。ただし、富裕層向け資産運用部門では高水準の資金流入がありました。特にアジアおよび国内市場での資金流入が旺盛で、また、フランス、イタリア、およびアジアで好業績を上げた保険事業でも資金流入がありました。

2013 年 6 月末現在、インベストメント・ソリューションズ事業の運用資産残高¹の内訳は以下のとおりです：資産運用部門は 3750 億ユーロ；富裕層向け資産運用部門は 2720 億ユーロ；保険部門は 1730 億ユーロ；個人投資家部門は 370 億ユーロ；不動産管理部門は 130 億ユーロ。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業収益は、当四半期に 15 億 9800 万ユーロに上り、2012 年度第 2 四半期と比べて 2.0%の増収となりました。保険部門の営業収益は、アジアおよび中南米での保障保険の高い伸びを享受し、前年同期比 7.4%増加しました。富裕層向けおよび資産運用部門の営業収益は 1.1%の減少でしたが、これには富裕層向け部門の運用資産残高が順調に伸びた一方で、資産運用部門の期中平均残高の減少がマイナス要因として作用しました。証券管理部門の営業収益は、長引く低金利環境にもかかわらず、取引件数の増加で 1.3%の増収となりました。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業費用は当四半期に 10 億 6400 万ユーロとなり、2012 年度第 2 四半期と比べて 0.5%減少しました。これを部門別にみると次のようになります。保険部門では、事業の成長に伴い営業費用は 5.8%増加しました。富裕層向けおよび資産運用部門では、特に資産運用部門で事業適応計画の効果により、営業費用が 2.8%減少しました。証券管理部門では、業務効率改善策が功を奏し営業費用は 1.3%減少しました。これらの部門で全般的に、営業収益対コスト比率の改善がみられました。

¹ 外部顧客のためのアドバイザー契約資産、分配金、および個人投資家部門を含む。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業総利益は、当四半期に 5 億 3400 万ユーロに上り、前年同期と比べて 7.4%増加しました。

以上より、国内市場部門からプライベート・バンキング業務の税引前利益の 3 分の 1 を配分された後、インベストメント・ソリューションズ事業の純利益は 5 億 6400 万ユーロに上り、2012 年度第 2 四半期と比べて 6.4%の堅実な増益を果たしました。

2013 年度上半期全体で、インベストメント・ソリューションズ事業の営業収益は、前年同期と比べて 2.4%の増収となりました。これを牽引したのは、保険部門における営業収益の 10.3%の伸びでした。一方、富裕層向けおよび資産運用部門においては、資産運用部門の預かり資産の期中平均残高減少に伴い、営業収益は 0.8%減少しました。また、証券管理部門の営業収益は 1.7%の減少でした。営業費用は、2012 年度上半期と比べて+0.1%と僅かな増加にとどまりました。部門別では、保険部門において、事業の成長に伴い営業費用は 7.8%増加しました。これを相殺するかたちで、富裕層向けおよび資産運用部門においては、事業適応計画の効果が資産運用部門で発揮され、営業費用は 2.7%減少しました。証券管理部門においては、業務効率改善効果で営業費用は 1.0%減少しました。これを受けて、営業収益対コスト比率は 1.5 ポイント改善し、67.0%へと低下しました。保険部門における関連会社の増益効果を楽しみ、当上半期の税引前利益は 11 億 500 万ユーロに上り、2012 年度上半期と比べて 9.4%の増益を果たしました。

*
* *

コーポレートバンキング・投資銀行（CIB）事業

コーポレートバンキング・投資銀行（CIB）事業の営業収益は、当四半期に 21 億 400 万ユーロとなり、2012 年度第 2 四半期と比べて 2.4%¹の減収でした。

アドバイザリーおよびキャピタル・マーケット業務の営業収益は、当四半期終盤にかけて（米連邦準備理事会（FRB）議長による発言などをきっかけに）金融市場で再び緊張が高まったものの、顧客業務の需要が伸びたおかげで、12 億 5700 万ユーロに上り、前年同期と比べて 4.1%の増収となりました。

フィクスト・インカム業務の営業収益は 8 億 200 万ユーロで、前年同期と比べて 4.3%の減収でした。金利業務は、第 2 四半期末に金利が激しく変動したことによる影響を受けた一方で、クレジット業務および為替業務は好業績を収めました。債券発行業務は好調を維持し、当ビジネスユニットの強固な地位が確認されました。すなわち、全ての国際債券発行で第 8 位にランクインするとともに、ユーロ建て全社債発行で第 1 位を堅持しました。

株式およびアドバイザリー業務の営業収益は、当四半期に 4 億 5500 万ユーロとなり、前年同期と比べて +23.3%と大幅に回復しました。これにはとりわけ、取引高が拡大したことと、特に欧州およびアジアで仕組商品が好調であったことが貢献しました。当ビジネスユニットはまた、エクイティリンク債の発行でリーダー的地位を確認しました。すなわち、欧州におけるエクイティリンク債発行において、取引件数ベースでブックランナー第 1 位、取引高ベースで第 4 位にそれぞれランクインしました。

コーポレートバンキング業務の営業収益は、当四半期において引き続き 2012 年度事業適応計画の影響を受けており、融資債権残高の減少（2012 年 6 月末比で -12.6%）に沿うかたちで、前年同期と比べて 10.7%¹の減収となり、8 億 4700 万ユーロでした。手数料収入は大幅増となりました（2012 年度第 2 四半期と比べて +22.1%）。当業務部門は、欧州では需要低迷で苦戦しましたが、アジアでは営業収益を伸ばし、さらに米州では回復が顕著でした。

¹ 2012 年度第 2 四半期に実施した資産処分起因する、純額で 7500 万ユーロの押し上げ効果を除く。

当業務部門は引き続き、堅調な業績を収めました。欧州におけるシンジケートローンでリードブックランナーの地位を獲得し、各主要な市場セグメントで上位に入りました。当四半期においても「オリジネート・トゥ・ディストリビュート」アプローチに基づく取引を開発し、この分野で数多くの重要な取引を実行しました。さらに、コーポレートバンキング部門は、成長分野として積極的に取り組んでいるキャッシュマネジメント業務で、新たな汎欧州マンドートを複数獲得しました。

CIB の営業費用は当四半期に 14 億 500 万ユーロとなり、2012 年度第 2 四半期と比べて全般的に 0.1%減少しました。事業開発に関わる投資（特にアジア、北米、およびキャッシュマネジメント業務において）が負担となった一方で、Simple and Efficient 計画の効果がこれを相殺するかたちとなりました。

CIB のリスク費用は、当四半期に 2 億 600 万ユーロとなり、2012 年度第 2 四半期の 1900 万ユーロという低水準から上昇しました。ただし、前年同期には多額の貸倒引当金戻入益が計上されたため、リスク費用は少額でした。また、当四半期のリスク費用には、アドバイザリーおよびキャピタル・マーケッツ業務で計上された 6500 万ユーロの一時項目も影響していました。コーポレートバンキング業務のリスク費用は穏やかな水準にとどまり、融資残高の 48bp 相当でした。

以上から、当四半期において CIB の税引前利益は 4 億 9700 万ユーロとなり、2012 年度第 2 四半期と比べて 38.7%の減益でした。なお、前年同期の税引前利益には、2012 年度事業適応計画の一環として売却した融資債権からのプラス影響がありました。

2013 年度上半期全体で、CIB の営業収益は、前年同期と比べて 14.7%減少し、45 億 6500 万ユーロとなりました。アドバイザリーおよびキャピタル・マーケッツ業務では営業収益が 15.0%減少しましたが、これは、フィクストインカム業務同様、2013 年前半に市場で繰り返し緊張が高まったことによる影響を受けたものです。コーポレートバンキング業務の営業収益は、事業適応計画に基づく融資残高の縮小に沿うかたちで、14.2%減少しました。営業費用は 2012 年度上半期と比べて 9.5%減少しました。これは、特にアジア、北米、およびキャッシュマネジメント業務で事業開発に関わる投資が負担となったものの、Simple and Efficient 計画の効果がそれを上回って発揮されたことによるものです。その結果、CIB の営業収益対コスト比率は、当上半期に 65.6%になりました。リスク費用は 2 億 8600 万ユーロで、2012 年度上半期の 9700 万ユーロと比べて上昇しました。ただし、前年同期のリスク費用は、多額の貸倒引当金戻入益が計上された影響で、極めて低い水準でした。以上から、当上半期の税引前利益は 13 億 300 万ユーロとなり、2012 年度上半期と比べて 33.8%の減益でした。

*
* *

コーポレート・センター

コーポレート・センターの当四半期の営業収益は 3900 万ユーロとなり、これに対し前年同期は 2 億 1800 万ユーロでした。当四半期の営業収益には、自己負債の再評価に関わる修正額および「債務価値調整（Debit Value Adjustment : DVA）」による影響が-6800 万ユーロであったのに対し（前年同期は+2 億 8600 万ユーロの影響）、ロイヤルパーク・インベストメンツの資産売却に関わる 2 億 1800 万ユーロのプラス影響がありました。中央銀行預け金に関わる負担は、当四半期に投資先企業からの受取配当金により、一部相殺されました。

営業費用は当四半期に 1 億 7200 万ユーロとなり、対して前年同期は 1 億 5200 万ユーロでした。当四半期の営業費用には、Simple & Efficient 計画に関わる変革のための費用が含まれています。

当四半期のリスク費用は大幅に増加し、1800 万ユーロに上りました（2012 年度第 2 四半期は 200 万ユーロ）。

営業外損益は、当四半期に 2800 万ユーロの損失となりましたが、これには特に BNP パリバ・エジプトの売却に関わる為替差損 -3000 万ユーロが影響していました。なお、2012 年度第 2 四半期の営業外損益は -1700 万ユーロでしたが、これにはレーザー・ネーデルランドに関わるのれんの減損 -2700 万ユーロが特に影響していました。

以上から、コーポレート・センターの税引前損益は当四半期に 1 億 4300 万ユーロの損失となり、対して前年同期の税引前利益は 5100 万ユーロの利益でした。

2013 年度上半期全体で、コーポレート・センターの営業収益は -2400 万ユーロとなり、対して前年同期は -6 億 5300 万ユーロでした。当上半期の営業収益には、自己負債の再評価に関わる修正額および「債務価値調整」による影響が +8100 万ユーロ（前年同期は -5 億 5700 万ユーロの影響）、ロイヤルパーク・インベストメントの資産処分による売却益が 2 億 1800 万ユーロ、および中央銀行預け金の影響が含まれていました。2012 年度上半期の営業収益にはまた、カーディフ・ヴィタおよびフォルティスの銀行勘定に関わる公正価値調整額の償却分 +3 億 2500 万ユーロに加え、ソブリン債の売却損 -2 億 3200 万ユーロが含まれていました。

コーポレート・センターの営業費用は当上半期に 4 億 4500 万ユーロとなり、前年同期の 3 億 3200 万ユーロからの増加でした。当上半期の営業費用には、Simple & Efficient 計画に関わる変革費用 2 億 2900 万ユーロが含まれていました。対して、前年同期の営業費用には、事業再編費用 1 億 6900 万ユーロが含まれていました。

リスク費用に関しては、当上半期は純額で +2200 万ユーロの貸倒引当金戻入益が計上されました。対して、前年同期には純額で 2700 万ユーロの貸倒引当金繰入額が計上されましたが、これにはギリシャ国債の債務交換に関わる影響額の残部が含まれていました。

当上半期の営業外損益は 8400 万ユーロの損失となりました。対して、前年同期の営業外損益は 17 億 3500 万ユーロの利益でしたが、これにはクレピエールに対する 28.7%持分を売却したことによるキャピタルゲイン 17 億 9000 万ユーロが特に影響していました。

税引前損益は当上半期に -5 億 3100 万ユーロの損失となりましたが、対して、前年同期は 7 億 2300 万ユーロの利益でした。

*
* *

財務構造

グループは盤石なバランスシートを有しています。

2013 年 6 月末現在、バーゼル 3 基準全面適用のエクイティ Tier 1 比率¹は 10.4%となり、2013 年 3 月末と比べて 40bp の改善でした。これには次の要素が考慮されています：従来の²配当性向を踏襲すると仮定した第 2 四半期の純利益による貢献（+20bp）、およびリスク加重資産の削減による効果（+20bp）。これは、新たな規制環境における、グループの非常に高い自己資本比率を明らかにするものです。

バーゼル 3 基準全面適用のレバレッジレシオ¹は、エクイティ Tier 1 のみに基づき算定すると、2013 年 6 月末現在で 3.4%でした。これは、2018 年 1 月 1 日以降、規則上要求される、Tier 1 資本³に基づき算定される 3%を既に上回っていることを意味します。

グループの即時利用可能な余剰資金は当四半期末現在で 2360 億ユーロに上りました（対して、2013 年 3 月末現在では 2310 億ユーロ）。これは短期ホールセール資金の 145%に相当し、また、1 年以上、資金に余裕ができることを意味します。

¹ 経過措置なしで全ての CRD4（資本要求指令 4）規則を BNP パリバが適用した結果であり、CRD4 の指令内容は一部解釈に依存するところがある。

² 配当性向は 2012 年度実績の 29.7%を維持するとの仮定に基づく。

³ Tier 1 資本に基づき算定されたグループのレバレッジレシオは 3.8%。

グループのアクションプラン

グループは現在、2014-2016 年度事業開発計画を策定中であり、2014 年初頭には総合的なプレゼンテーションとして発表する予定です。

同計画の初期段階を構成する **Simple & Efficient** は、グループ組織の機能のしかたを簡素化するとともに業務効率を向上させるための意欲的な取り組みですが、2 つの特定分野の事業開発計画（アジアパシフィック事業開発計画、および **Hello bank!**）とともに、既に進行中です。

2014-2016 年度事業開発計画に向けた準備は順調に進んでおり、当四半期には新たに 2 つの分野（資産運用事業、およびドイツ）に関する事業開発計画が発表されました。

資産運用事業：グループの戦略的事業

資産運用は、次の 3 つの根本的理由から、グループにとって戦略的な事業です：1) 機関投資家の顧客にとって極めて重要な事業であること、2) グループの顧客の資産運用を担っていること、3) 資産運用事業は株主資本利益率に重要な貢献を果たすこと。

グループの資産運用部門は、40 カ国にわたり 3,200 名の従業員を擁しており、グローバルリーチを確立しています。同部門の運用資産残高は、2013 年 6 月末現在で 3750 億ユーロに上りました。

当ビジネスユニットは、機関投資家セグメントでは既に主要プレーヤーの地位を確立しており、欧州では 7 位にランクインしています。当ビジネスユニットの資産運用能力は、欧州株やアジアの債券など様々な領域において、主力コンサルティング会社や業界紙によって高い評価を受けています。

当ビジネスユニットは、個人投資家セグメントおよびプライベート・バンキング分野において強固な地位を確立しています。販売活動は、4 つの国内市場にわたるネットワークを活用し（1500 万人の強固な顧客基盤を背景に商品を提供）、また、大手グローバル販売業者への太いパイプを有しています。

さらに、資産運用部門は、エマージング市場において強固な組織を築いており、17 の国で拠点を展開しながら 500 億ユーロ相当の資産を配分しています。また、韓国の新韓や中国の HFT をはじめとする、現地企業との提携でプレゼンスを強化しています。

当ビジネスユニットの事業開発において、以下の 3 つの優先分野があります。

機関投資家の顧客層に関しては、グループの最も得意な分野について国際的な主力コンサルティング会社による評価を高めることに加え、新たな運用マンドートを獲得して運用資産を拡大させることを目標とします。グループは、ローンや CLO（ローン担保証券）をはじめとする新たな分野でノウハウを開発し、欧州株の商品ラインの開発を加速化させ、保険会社や年金基金のニーズに沿ったソリューションを導入し、さらに、これらの厳しい顧客の要望に応えるために、可能な限り最高のサービス水準を確保するための投資を選択的に行います。

アジアパシフィックおよびエマージング市場においては、高成長が見込める市場で運用資産の拡大を目指すとともに、グローバル規模でクロスセリングを高めていきます。また、グループは、重要な市場（中国、ブラジル、韓国、およびインドネシア）でその地位を確固たるものにし、個人客へのアクセスを得るために地域・現地市場でのノウハウを高めるとともに、現地企業とのパートナーシップを構築します。

リテールバンキングおよびプライベート・バンキングの顧客層に関しては、欧州大陸で上位 3 位に入る規模の販売プラットフォームを構築することが目標です。これに向けて、銀行または販売ネットワークとのパー

トナーシップを築き、個人客へのソリューション提供を拡充し、さらに、ビジネスプロセスを大規模化します。

グループの目標は、この高収益のコア事業で、2016 年度までに営業収益を 10%増加させるとともに、運用資産を拡大させることです。そこで、グループは、機関投資家セグメント、アジアパシフィック、およびエマージング市場を柱とする付加価値の高いセグメントで、2016 年度までに、400 億ユーロの純資金流入を目標に、資金流入を一気に増やす計画を立てています。これに向けて、グループは選択的に事業投資を行います。特に機関投資家セグメントに注目しています。

ドイツ：欧州における事業展開のターゲット市場

ドイツでは、12 の事業を展開し約 3,500 名の従業員を擁してあらゆる顧客セグメントに対応しており、既存の組織で将来の発展を築くための強い立場にあります。

リテールバンキング業務において、グループは、以下の特殊な分野で強力なリテールフランチャイズを有しています：コータル・コンソールは、オンライン投資アドバイスサービスにおけるリーダー的存在です；パーソナル・ファイナンスは、店頭窓口の消費者ローンで第 3 位にランクインしています；リーシング・ソリューションズは、農機具リースで第 1 位に上るとともに、ベンダープログラムで主要な地位にあります。コーポレートバンキング・投資銀行業務では、BNP パリバは、大企業および機関投資家の顧客の間で主要な地位にあり、また、6 つの地域ビジネスセンターからなるネットワークを有しています。かかるネットワークは、グループが開発した“**One bank for Corporates**”アプローチの一部を構成しています。さらに、インベストメント・ソリューションズは業界で主要な地位を有しています：証券管理部門はカストディ業務で第 1 位の銀行となっており、不動産管理部門は商業不動産の取引（企業間取引）で第 1 位に上り、さらに、カーディフは信用保証において主要プレーヤーとなっています。

ドイツでの事業開発計画は、全てのセグメントにわたりクロスセリングを醸成する総合的な成長計画です。

グループの目標は、Hello bank! を通じて個人預金を大幅に増やすとともに、2017 年度までにおよそ 110 万人の顧客と個人預金市場の 1%シェアを獲得するために、コータル・コンソールをネット銀行として発展させることです。

グループは同時に、2018 年度までに大企業および中堅企業の市場セグメントで上位 5 位以内に入るべく、融資残高を拡大させ、当該セグメントにおける地位を強化します。グループのグローバルリーチおよび多様な分野でのノウハウを活用することにより、大企業との関係を深めるとともに、輸出セクターの中堅企業にも顧客層を広げていきます。また、リースおよびファクタリングでも顧客基盤の拡大に努めます。リースでは、2016 年度までに 30 億ユーロのリース資産残高を目標としており、これは 2012 年度の水準と比べて +50%の増加を意味します。ファクタリングでは、2016 年度までに 6% の市場シェアを目指しており、これは 2012 年度のおよそ 2 倍に当たります。

特殊な業務分野で強固な地位を確立するためのペースの加速化も計画されています。不動産管理業務および証券管理業務におけるリーダー的地位をさらに強化します（コメルツ銀行のカストディ部門買収に関わる 2013 年 7 月 25 日の発表を参照）。BNP パリバ・カーディフの市場地位を高めるために多様な販売チャネルを開発し、また、特にリテールおよび自動車分野でパーソナル・ファイナンスとの連携を発展させます。

グループは 2016 年度までに、ドイツでの営業収益を 15 億ユーロに伸ばすことを目標として掲げています。これは約 8%の年平均成長率を意味します。同時に、ドイツ国外で事業を展開するドイツの大企業との取引を通じて、営業収益の増大を図ります¹。

これに向けて、グループはドイツでの組織の拡充を予定しています。すなわち、今後 3 年以内にスタッフを 500 人以上増員するとともに、例えば『BNP Paribas Houses (BNP パリバ・ハウス)』を発足させて、業

¹ 当該営業収益は、前述の 15 億ユーロ目標に含まれない。

務効率と存在感を高めていきます。また、事業および顧客基盤の成長に伴い、グループのドイツ市場へのコミットメントが著しく高まると予想しています。

これら一連の努力の目的は、欧州でのグループの成長にとってのターゲット市場において、長期的なフランチャイズを構築することです。

*
* *

以上の決算内容について、ジャン＝ローラン・ボナフェ最高経営責任者は、次のように述べています。

「BNP パリバ・グループは、当四半期に **18 億ユーロの純利益**を上げました。

当四半期の業績は、欧州における底堅い営業収益や、高成長市場における活発な営業努力、また **Simple & Efficient** の初期効果が発揮され業務効率の改善が進んだこと、さらには、厳しい経済環境にもかかわらずリスク費用が穏やかな水準に抑えられたことによって達成されました。

BNP パリバは、極めて高い自己資本比率と潤沢な余剰資金に支えられた、盤石なバランスシートを有しています。

2014-2016 年度事業開発計画の準備を順調に進めるとともに、BNP パリバ・グループは、今後も世界各国の顧客へのサービス提供に全力を尽くします。」

連結損益計算書

	2Q13	2Q12	2Q13 / 2Q12	1Q13	2Q13/ 1Q13	1H13	1H12	1H13 / 1H12
(単位：百万ユーロ)								
営業収益	9,917	10,098	-1.8%	10,055	-1.4%	19,972	19,984	-0.1%
営業費用および減価償却費	-6,291	-6,335	-0.7%	-6,514	-3.4%	-12,805	-13,180	-2.8%
営業総利益	3,626	3,763	-3.6%	3,541	+2.4%	7,167	6,804	+5.3%
リスク費用	-1,109	-853	+30.0%	-978	+13.4%	-2,087	-1,798	+16.1%
営業利益	2,517	2,910	-13.5%	2,563	-1.8%	5,080	5,006	+1.5%
関連会社損益	71	119	-40.3%	35	n.s.	106	273	-61.2%
その他営業外項目	112	-42	n.s.	17	n.s.	129	1,648	-92.2%
営業外損益	183	77	n.s.	52	n.s.	235	1,921	-87.8%
税引前利益	2,700	2,987	-9.6%	2,615	+3.3%	5,315	6,927	-23.3%
法人税	-771	-915	-15.7%	-821	-6.1%	-1,592	-1,843	-13.6%
少数株主帰属純利益	-166	-222	-25.2%	-210	-21.0%	-376	-365	+3.0%
株主帰属純利益	1,763	1,850	-4.7%	1,584	+11.3%	3,347	4,719	-29.1%
営業収益対コスト比率	63.4%	62.7%	+0.7 pt	64.8%	-1.4 pt	64.1%	66.0%	-1.9 pt

BNP パリバの 2013 年度第 2 四半期に関わる財務情報の開示は、本プレスリリース、およびこれに添付したプレゼンテーション資料に含まれています。

法令上要求される開示情報は全て、登録書類を含めて、<http://invest.bnpparibas.com> の「Results（業績）」セクションからオンラインで入手可能であり、フランスの通貨金融法典 L.451-1-2 条およびフランス金融市場庁（Autorité des Marchés Financiers）の一般規則第 222-1 条以降の規定に従い、BNP パリバが公表しています。

2013 年度第 2 四半期 ― コア事業部門別業績

		リテール バンキング 事業	インベストメ ント・ソリュー ションズ 事業	コーポレート バンキング・ 投資銀行 事業	事業部門 合計	その他業務	グループ合計
(単位：百万ユーロ)							
営業収益		6,176	1,598	2,104	9,878	39	9,917
	対前年同期比	+1.5%	+2.0%	-5.7%	-0.0%	-82.1%	-1.8%
	対前四半期比	+1.3%	+2.2%	-14.5%	-2.4%	n.s.	-1.4%
営業費用および減価償却費		-3,650	-1,064	-1,405	-6,119	-172	-6,291
	対前年同期比	-1.5%	-0.5%	-0.1%	-1.0%	+13.2%	-0.7%
	対前四半期比	+1.5%	+0.9%	-11.6%	-2.0%	-37.0%	-3.4%
営業総利益		2,526	534	699	3,759	-133	3,626
	対前年同期比	+6.3%	+7.4%	-15.1%	+1.7%	n.s.	-3.6%
	対前四半期比	+1.2%	+4.9%	-19.7%	-3.0%	-60.4%	+2.4%
リスク費用		-907	-14	-206	-1,127	18	-1,109
	対前年同期比	+8.9%	n.s.	n.s.	+31.8%	n.s.	+30.0%
	対前四半期比	+1.3%	+100.0%	n.s.	+14.8%	n.s.	+13.4%
営業利益		1,619	520	493	2,632	-115	2,517
	対前年同期比	+4.9%	+5.3%	-38.7%	-7.4%	n.s.	-13.5%
	対前四半期比	+1.1%	+3.6%	-37.7%	-9.1%	-65.4%	-1.8%
関連会社損益		54	36	3	93	-22	71
その他営業外項目		109	8	1	118	-6	112
税引前利益		1,782	564	497	2,843	-143	2,700
	対前年同期比	+11.7%	+6.4%	-38.7%	-3.2%	n.s.	-9.6%
	対前四半期比	+7.6%	+4.3%	-38.3%	-5.3%	-63.1%	+3.3%

		リテール バンキング 事業	インベストメ ント・ソリュー ションズ 事業	コーポレート バンキング・ 投資銀行 事業	事業部門 合計	その他業務	グループ合計
(単位：百万ユーロ)							
営業収益		6,176	1,598	2,104	9,878	39	9,917
	前年同期	6,084	1,566	2,230	9,880	218	10,098
	前四半期	6,094	1,563	2,461	10,118	-63	10,055
営業費用および減価償却費		-3,650	-1,064	-1,405	-6,119	-172	-6,291
	前年同期	-3,707	-1,069	-1,407	-6,183	-152	-6,335
	前四半期	-3,597	-1,054	-1,590	-6,241	-273	-6,514
営業総利益		2,526	534	699	3,759	-133	3,626
	前年同期	2,377	497	823	3,697	66	3,763
	前四半期	2,497	509	871	3,877	-336	3,541
リスク費用		-907	-14	-206	-1,127	18	-1,109
	前年同期	-833	-3	-19	-855	2	-853
	前四半期	-895	-7	-80	-982	4	-978
営業利益		1,619	520	493	2,632	-115	2,517
	前年同期	1,544	494	804	2,842	68	2,910
	前四半期	1,602	502	791	2,895	-332	2,563
関連会社損益		54	36	3	93	-22	71
	前年同期	47	35	6	88	31	119
	前四半期	50	35	15	100	-65	35
その他営業外項目		109	8	1	118	-6	112
	前年同期	4	1	1	6	-48	-42
	前四半期	4	4	0	8	9	17
税引前利益		1,782	564	497	2,843	-143	2,700
	前年同期	1,595	530	811	2,936	51	2,987
	前四半期	1,656	541	806	3,003	-388	2,615
法人税							-771
少数株主帰属純利益							-166
株主帰属純利益							1,763

2013 年度上半期 ― コア事業部門別業績

		リテール バンキング 事業	インベストメ ント・ソリュー ションズ 事業	コーポレート バンキング・ 投資銀行 事業	事業部門 合計	その他業務	グループ合計
(単位：百万ユーロ)							
営業収益		12,270	3,161	4,565	19,996	-24	19,972
	対前年同期比	+0.6%	+2.4%	-14.7%	-3.1%	-96.3%	-0.1%
営業費用および減価償却費		-7,247	-2,118	-2,995	-12,360	-445	-12,805
	対前年同期比	-2.4%	+0.1%	-9.5%	-3.8%	+34.0%	-2.8%
営業総利益		5,023	1,043	1,570	7,636	-469	7,167
	対前年同期比	+5.2%	+7.3%	-23.2%	-2.0%	-52.4%	+5.3%
リスク費用		-1,802	-21	-286	-2,109	22	-2,087
	対前年同期比	+8.6%	+50.0%	n.s.	+19.1%	n.s.	+16.1%
営業利益		3,221	1,022	1,284	5,527	-447	5,080
	対前年同期比	+3.4%	+6.7%	-34.0%	-8.2%	-55.8%	+1.5%
関連会社損益		104	71	18	193	-87	106
その他営業外項目		113	12	1	126	3	129
税引前利益		3,438	1,105	1,303	5,846	-531	5,315
	対前年同期比	+6.6%	+9.4%	-33.8%	-5.8%	n.s.	-23.3%
法人税							-1,592
少数株主帰属純利益							-376
株主帰属純利益							3,347

連結四半期業績の推移

(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
グループ事業						
営業収益	9,917	10,055	9,395	9,693	10,098	9,886
営業費用および減価償却費	-6,291	-6,514	-6,801	-6,562	-6,335	-6,845
営業総利益	3,626	3,541	2,594	3,131	3,763	3,041
リスク費用	-1,109	-978	-1,199	-944	-853	-945
営業利益	2,517	2,563	1,395	2,187	2,910	2,096
関連会社損益	71	35	128	88	119	154
その他営業外項目	112	17	-377	31	-42	1,690
税引前利益	2,700	2,615	1,146	2,306	2,987	3,940
法人税	-771	-821	-481	-737	-915	-928
少数株主帰属純利益	-166	-210	-146	-243	-222	-143
株主帰属純利益	1,763	1,584	519	1,326	1,850	2,869
営業収益対コスト比率	63.4%	64.8%	72.4%	67.7%	62.7%	69.2%

(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
リテールバンキング（フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの100%を含む）* PEL/CEL の影響を除く						
営業収益	6,247	6,200	6,154	6,212	6,246	6,248
営業費用および減価償却費	-3,710	-3,653	-3,865	-3,801	-3,763	-3,772
営業総利益	2,537	2,547	2,289	2,411	2,483	2,476
リスク費用	-908	-897	-1,024	-822	-832	-827
営業利益	1,629	1,650	1,265	1,589	1,651	1,649
営業外損益	163	54	103	76	51	60
税引前利益	1,792	1,704	1,368	1,665	1,702	1,709
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-55	-57	-51	-48	-53	-56
リテールバンキング税引前利益	1,737	1,647	1,317	1,617	1,649	1,653
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	33.2	33.1	33.7	33.7	33.7	34.0
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
リテールバンキング（フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	6,176	6,094	6,160	6,162	6,084	6,115
営業費用および減価償却費	-3,650	-3,597	-3,807	-3,746	-3,707	-3,718
営業総利益	2,526	2,497	2,353	2,416	2,377	2,397
リスク費用	-907	-895	-1,025	-820	-833	-827
営業利益	1,619	1,602	1,328	1,596	1,544	1,570
営業外損益	163	54	102	76	51	60
税引前利益	1,782	1,656	1,430	1,672	1,595	1,630
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	33.2	33.1	33.7	33.7	33.7	34.0
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
国内市場（フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの100%を含む）* PEL/CEL の影響を除く						
営業収益	3,973	3,989	3,845	3,901	3,961	4,023
営業費用および減価償却費	-2,477	-2,433	-2,593	-2,532	-2,494	-2,468
営業総利益	1,496	1,556	1,252	1,369	1,467	1,555
リスク費用	-465	-423	-470	-358	-381	-364
営業利益	1,031	1,133	782	1,011	1,086	1,191
関連会社損益	14	12	8	11	10	11
その他営業外損益	-2	1	-5	1	0	3
税引前利益	1,043	1,146	785	1,023	1,096	1,205
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-55	-57	-51	-48	-53	-56
国内市場税引前利益	988	1,089	734	975	1,043	1,149
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	20.5	20.6	21.2	21.2	21.3	21.5
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
国内市場（フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	3,902	3,883	3,851	3,851	3,799	3,890
営業費用および減価償却費	-2,417	-2,377	-2,535	-2,477	-2,438	-2,414
営業総利益	1,485	1,506	1,316	1,374	1,361	1,476
リスク費用	-464	-421	-471	-356	-382	-364
営業利益	1,021	1,085	845	1,018	979	1,112
関連会社損益	14	12	7	11	10	11
その他営業外損益	-2	1	-5	1	0	3
税引前利益	1,033	1,098	847	1,030	989	1,126
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	20.5	20.6	21.2	21.2	21.3	21.5

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む）*						
営業収益	1,787	1,785	1,757	1,767	1,716	1,790
うち受取利息純額	1,087	1,085	1,065	1,063	1,020	1,071
うち手数料	700	700	692	704	696	719
営業費用および減価償却費	-1,087	-1,081	-1,170	-1,158	-1,108	-1,101
営業総利益	700	704	587	609	608	689
リスク費用	-88	-80	-80	-66	-85	-84
営業利益	612	624	507	543	523	605
営業外損益	1	2	2	1	1	0
税引前利益	613	626	509	544	524	605
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-32	-35	-29	-29	-30	-33
フランス国内リテールバンキング税引前利益	581	591	480	515	494	572
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.5	7.5	7.7	7.8	7.8	7.9
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む）* PEL/CELの影響を除く						
営業収益	1,742	1,776	1,644	1,712	1,770	1,813
うち受取利息純額	1,042	1,076	952	1,008	1,074	1,094
うち手数料	700	700	692	704	696	719
営業費用および減価償却費	-1,087	-1,081	-1,170	-1,158	-1,108	-1,101
営業総利益	655	695	474	554	662	712
リスク費用	-88	-80	-80	-66	-85	-84
営業利益	567	615	394	488	577	628
営業外損益	1	2	2	1	1	0
税引前利益	568	617	396	489	578	628
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-32	-35	-29	-29	-30	-33
フランス国内リテールバンキング税引前利益	536	582	367	460	548	595
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.5	7.5	7.7	7.8	7.8	7.9
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	1,725	1,721	1,700	1,709	1,658	1,730
営業費用および減価償却費	-1,057	-1,053	-1,141	-1,130	-1,079	-1,074
営業総利益	668	668	559	579	579	656
リスク費用	-88	-79	-80	-65	-86	-84
営業利益	580	589	479	514	493	572
営業外損益	1	2	1	1	1	0
税引前利益	581	591	480	515	494	572
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.5	7.5	7.7	7.8	7.8	7.9

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
BNL パンカ・コメルシアーレ（イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む）*						
営業収益	816	823	834	810	813	816
営業費用および減価償却費	-441	-438	-485	-440	-448	-445
営業総利益	375	385	349	370	365	371
リスク費用	-295	-296	-283	-229	-230	-219
営業利益	80	89	66	141	135	152
営業外損益	0	0	1	0	0	0
税引前利益	80	89	67	141	135	152
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-5	-5	-3	-3	-7	-5
BNL bc 税引前利益	75	84	64	138	128	147
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	6.4	6.4	6.4	6.4	6.3	6.4
BNL パンカ・コメルシアーレ（イタリア国内プライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	804	811	824	800	801	805
営業費用および減価償却費	-434	-431	-478	-433	-443	-439
営業総利益	370	380	346	367	358	366
リスク費用	-295	-296	-283	-229	-230	-219
営業利益	75	84	63	138	128	147
営業外損益	0	0	1	0	0	0
税引前利益	75	84	64	138	128	147
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	6.4	6.4	6.4	6.4	6.3	6.4
ベルギー国内リテールバンキング（ベルギー国内プライベート・バンキングの100%を含む）*						
営業収益	844	838	817	833	837	841
営業費用および減価償却費	-621	-598	-613	-612	-621	-604
営業総利益	223	240	204	221	216	237
リスク費用	-43	-21	-51	-28	-41	-37
営業利益	180	219	153	193	175	200
関連会社損益	1	1	4	4	4	5
その他営業外損益	-3	1	-5	1	2	3
税引前利益	178	221	152	198	181	208
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-17	-16	-18	-15	-16	-17
ベルギー国内リテールバンキング税引前利益	161	205	134	183	165	191
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	3.5	3.6	3.7	3.6	3.6	3.6
ベルギー国内リテールバンキング（ベルギー国内プライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	804	802	780	798	801	804
営業費用および減価償却費	-599	-579	-593	-593	-601	-584
営業総利益	205	223	187	205	200	220
リスク費用	-42	-20	-52	-27	-41	-37
営業利益	163	203	135	178	159	183
関連会社損益	1	1	4	4	4	5
その他営業外損益	-3	1	-5	1	2	3
税引前利益	161	205	134	183	165	191
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	3.5	3.6	3.7	3.6	3.6	3.6

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
パーソナル・ファイナンス						
営業収益	1,235	1,178	1,267	1,240	1,244	1,231
営業費用および減価償却費	-557	-547	-571	-589	-595	-645
営業総利益	678	631	696	651	649	586
リスク費用	-378	-377	-432	-364	-374	-327
営業利益	300	254	264	287	275	259
関連会社損益	12	17	18	21	24	24
その他営業外損益	0	1	67	24	4	0
税引前利益	312	272	349	332	303	283
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	4.8	4.8	5.0	5.0	5.0	5.1
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
欧州・地中海沿岸諸国						
営業収益	482	474	481	454	448	413
営業費用および減価償却費	-330	-327	-345	-323	-333	-318
営業総利益	152	147	136	131	115	95
リスク費用	-53	-71	-89	-66	-45	-90
営業利益	99	76	47	65	70	5
関連会社損益	28	21	17	15	13	20
その他営業外損益	110	-1	1	1	-1	1
税引前利益	237	96	65	81	82	26
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	3.6	3.5	3.5	3.5	3.4	3.3
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
バンクウエスト						
営業収益	557	559	561	617	593	581
営業費用および減価償却費	-346	-346	-356	-357	-341	-341
営業総利益	211	213	205	260	252	240
リスク費用	-12	-26	-33	-34	-32	-46
営業利益	199	187	172	226	220	194
営業外損益	1	3	-3	3	1	1
税引前利益	200	190	169	229	221	195
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	4.2	4.1	4.1	4.1	4.0	4.0

(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
インベストメント・ソリューションズ						
営業収益	1,598	1,563	1,601	1,516	1,566	1,521
営業費用および減価償却費	-1,064	-1,054	-1,136	-1,077	-1,069	-1,046
営業総利益	534	509	465	439	497	475
リスク費用	-14	-7	64	4	-3	-11
営業利益	520	502	529	443	494	464
関連会社損益	36	35	51	41	35	9
その他営業外損益	8	4	1	14	1	7
税引前利益	564	541	581	498	530	480
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	8.3	8.3	8.1	8.0	7.9	7.9
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
富裕層向け資産運用						
営業収益	702	702	738	682	710	706
営業費用および減価償却費	-514	-509	-561	-523	-529	-522
営業総利益	188	193	177	159	181	184
リスク費用	-14	-3	54	3	1	-6
営業利益	174	190	231	162	182	178
関連会社損益	8	7	7	6	12	7
その他営業外損益	6	0	0	10	1	5
税引前利益	188	197	238	178	195	190
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.9
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
保険						
営業収益	510	538	525	495	475	475
営業費用および減価償却費	-255	-257	-274	-253	-241	-234
営業総利益	255	281	251	242	234	241
リスク費用	0	-4	2	1	-4	-5
営業利益	255	277	253	243	230	236
関連会社損益	29	28	41	35	23	1
その他営業外損益	2	4	0	-2	1	1
税引前利益	286	309	294	276	254	238
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	6.0	6.0	5.7	5.6	5.6	5.5
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
証券管理						
営業収益	386	323	338	339	381	340
営業費用および減価償却費	-295	-288	-301	-301	-299	-290
営業総利益	91	35	37	38	82	50
リスク費用	0	0	8	0	0	0
営業利益	91	35	45	38	82	50
営業外損益	-1	0	4	6	-1	2
税引前利益	90	35	49	44	81	52
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5

(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
コーポレートバンキング・投資銀行						
営業収益	2,104	2,461	1,983	2,381	2,230	3,121
営業費用および減価償却費	-1,405	-1,590	-1,525	-1,476	-1,407	-1,901
営業総利益	699	871	458	905	823	1,220
リスク費用	-206	-80	-206	-190	-19	-78
営業利益	493	791	252	715	804	1,142
関連会社損益	3	15	4	15	6	14
その他営業外損益	1	0	1	-7	1	2
税引前利益	497	806	257	723	811	1,158
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	14.8	14.6	16.3	16.7	17.2	18.1
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
アドバイザーおよびキャピタル・マーケット						
営業収益	1,257	1,682	1,150	1,576	1,207	2,249
営業費用および減価償却費	-946	-1,179	-1,083	-1,068	-962	-1,474
営業総利益	311	503	67	508	245	775
リスク費用	-83	-14	13	-17	-94	37
営業利益	228	489	80	491	151	812
関連会社損益	-2	9	-1	2	2	9
その他営業外損益	1	0	-2	-7	1	2
税引前利益	227	498	77	486	154	823
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.3	7.0	7.9	8.1	8.3	8.8
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
コーポレートバンキング						
営業収益	847	779	833	805	1,023	872
営業費用および減価償却費	-459	-411	-442	-408	-445	-427
営業総利益	388	368	391	397	578	445
リスク費用	-123	-66	-219	-173	75	-115
営業利益	265	302	172	224	653	330
営業外損益	5	6	8	13	4	5
税引前利益	270	308	180	237	657	335
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.6	7.6	8.4	8.6	8.9	9.3
(単位：百万ユーロ)	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
コーポレート・センター（クレピエールを含む）						
営業収益	39	-63	-349	-366	218	-871
営業費用および減価償却費	-172	-273	-333	-263	-152	-180
うち事業再編および変革費用	-74	-155	-174	-66	-104	-65
営業総利益	-133	-336	-682	-629	66	-1,051
リスク費用	18	4	-32	62	2	-29
営業利益	-115	-332	-714	-567	68	-1,080
関連会社損益	-22	-65	31	-15	31	76
その他営業外損益	-6	9	-439	-5	-48	1,676
税引前利益	-143	-388	-1,122	-587	51	672

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ビー・エヌ・ピー・パリバは、財政金融法第5款第1章 (Code Monétaire et Financier, Livre V, Titre 1er) により金融業務を行うことを許可されているフランスの株式会社である。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの業務の概要は以下の通りである。

リテール・バンキング事業

リテール・バンキング事業は、国内市場部門、海外リテール・バンキング (IRB) 事業およびパーソナル・ファイナンス (PF) からなる。

国内市場部門

国内市場部門は、フランス (フランス国内のリテール・バンキング)、イタリア (BNL バンカ・コメルシアーレ)、ベルギー (ビー・エヌ・ピー・パリバ・フォルティス・ブランドで事業を行っているベルギー国内のリテール・バンキング) およびルクセンブルク (BGL ビー・エヌ・ピー・パリバ・ブランドで事業を行っているルクセンブルク国内のリテール・バンキング) からなるビー・エヌ・ピー・パリバのリテール・バンキング・ネットワーク、ならびに3つの専門業務、すなわちアルバル (マルチブランドの包括的サービスの車両リース)、ビー・エヌ・ピー・パリバ・リーシング・ソリューション (設備融資から車両管理サービスまでのリースおよびレンタル・ソリューション) ならびにビー・エヌ・ピー・パリバ・パーソナル・インベスターズ (オンライン貯蓄および専門仲介業) からなる。さらに、富裕層向け資産管理業務部門は、国内市場におけるプライベート・バンキング・モデルを展開している。キャッシュ・マネジメントおよびファクタリング部門は、コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業のコーポレート・バンキング・ユニットと協働して、「欧州内外の企業にとって唯一の銀行」というコンセプトの下で法人顧客に提供されるサービスの最終段階を担っている。

国内市場部門は、預金およびオフバランスシート貯蓄の大規模な基盤を提供し、リテール顧客および法人顧客の両方をサポートし、国内経済の資金の供給源となり、先進的なリテール・バンキング事業を構築することにより、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループにとって戦略的役割を果たしている。5つの横断的部門 (事業開発部門、IT 部門、業務部門、人事部門およびコミュニケーションズ部門) は、それぞれの専門知識を事業部門に提供している。

インベストメント・ソリューションズ事業

インベストメント・ソリューションズ事業は、顧客の貯蓄および資産の収集、運用、開発、保護および管理に関するビー・エヌ・ピー・パリバの活動を統合することで、一般投資家、法人投資家および機関投資家のあらゆる要望に応えるために設計された、広範な付加価値の高い商品およびサービスを世界中に提供する。

インベストメント・ソリューションズ事業は、極めて相補的な専門知識を有する以下の5つの事業部門により構成されている。

- ・保険事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・カーディフ
- ・証券管理事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービズ
- ・プライベート・バンキング：ビー・エヌ・ピー・パリバ・ウェルス・マネジメント
- ・資産運用事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ
- ・不動産事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・リアル・エステート

すべてのインベストメント・ソリューションズ事業は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの主要な国内市場であるフランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルク、ならびにスイス、英国およびドイツを含むヨーロッパにおいて事業を展開し、主導的な地位を有している。インベストメント・ソリューションズ事業は、また、アジア太平洋、ラテンアメリカおよび中東といった高成長地域において海外展開を強化するために積極的に活動しており、かかる地域で新たな事業、買収、合併事業および業務提携を通じて事業を拡大している。

コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業

ビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業（CIB）は、コーポレート・バンキング業務、アドバイザリー業務およびキャピタル・マーケット業務を顧客に提供している。

ビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業の顧客は、事業会社、金融機関および投資ファンドにより構成され、当該事業の戦略およびビジネス・モデルの中核をなす。職員の主要な目的は、顧客との長期的関係を構築および維持し、顧客の拡大戦略または投資戦略を支援して、その資金調達、アドバイザリーおよびリスク管理に関する需要に応えるためのグローバルなソリューションを提供することにある。欧州において強固な基盤を有し、アジアおよび北米での事業の拡大を企図するビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業は、世界中の事業会社および金融機関にとって最高の欧州所在のビジネス・パートナーである。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ

(単位：百万ユーロ)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
営業収益	39,072	42,384	43,880	40,191	27,376

(単位：百万ユーロ)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
営業総利益	12,522	16,268	17,363	16,851	8,976

(単位：百万ユーロ)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
純利益 (ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)	6,553	6,050	7,843	5,832	3,021

(単位：%)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
株主資本利益率(注1)	8.9	8.8	12.3	10.8	6.6

(単位：十億ユーロ)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
時価総額 (12月31日現在)	53.4	36.7	57.1	66.2	27.6

出典：ブルームバーグ

(注1) 株主資本利益率は、純利益 (ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ) (ビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位であり、会計上、配当として扱われる永久最劣後債の利息に関する調整が行われる。)を、関連期間の1月1日および12月31日の平均株主資本(配当後の数値であり、かつビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位である永久最劣後債を除く。)で除して算出される。

(単位：ユーロ)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
1株当たり純利益 (注1)(注5)	5.16	4.82	6.33	5.20	2.99
1株当たり純資産 (注2)(注5)	60.80	58.25	55.48	50.93	47.31
1株当たり配当金純額 (注5)	1.50	1.20	2.10	1.50	0.97
配当率(%) (注3)	29.7	25.1	33.4	32.3	33.0
株価					
最高値(注4)(注5)	44.83	59.93	60.38	58.58	73.29
最低値(注4)(注5)	24.54	22.72	40.81	20.08	27.70
年度末(注5)	42.61	30.35	47.61	55.90	29.40
CAC 40インデックス (12月31日現在)	3,641.07	3,159.81	3,804.78	3,936.33	3,217.97

(注1) 期中発行済平均株式数に基づく。

- (注2) 配当前。年度末における発行済株式数に基づく純帳簿価額。
- (注3) 1株当たり純利益に対する割合で表示され、定時株主総会において提案された配当金。
- (注4) 取引中に記録された数値を示している。
- (注5) 上記のデータは、2009年9月30日から10月13日までの優先的新株引受権の行使による新株発行を反映し、調整されている（調整係数＝0.971895）。

2013年第1四半期の業績等

(単位：百万ユーロ)

	2013年度 第1四半期
営業収益	10,055
営業費用および減価償却費	-6,514
営業総利益	3,541
リスク費用	-978
営業利益	2,563
関連会社投資損益	35
その他の営業外項目	17
営業外損益	52
税引前当期純利益	2,615
法人所得税	-821
少数株主帰属純利益	-210
株主帰属純利益	1,584
コスト／インカム率	64.8%

(2) ビー・エヌ・ピー・パリバ

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
<u>年度末資本金</u>					
資本金（ユーロ）	2,484,523,922	2,415,491,972	2,397,320,312	2,370,563,528	1,824,192,214
発行済株式数	1,242,261,961	1,207,745,986	1,198,660,156	1,185,281,764	912,096,107
発行済転換社債の数	なし	なし	なし	なし	なし
<u>年度業績（百万ユーロ）</u>					
収益合計（付加価値税を除く。）	30,015	31,033	28,426	33,104	48,642
税金、減価償却費および減損控除前利益	6,349	7,366	7,193	7,581	3,400
法人税費用	(1,273)	300	(118)	(540)	1,201
税金、減価償却費および減損控除後利益	5,812	3,466	3,465	4,009	715
総配当支払額	1,863	1,449	2,518	1,778	912
<u>1株当たり利益</u>					
税引後利益（減価償却費および引当金控除前）	4.09	6.35	5.90	5.94	5.04
税金、減価償却費および減損控除後利益	4.68	2.87	2.89	3.38	0.78
1株当たり配当金	1.50	1.20	2.10	1.50	1.00
<u>人件費</u>					
年度末被雇用者数	48,896	49,784	49,671	46,801	47,443
給与合計（百万ユーロ）	3,915	3,829	3,977	3,812	3,112
社会保障および従業員給付金合計（百万ユーロ）	1,488	1,212	1,141	1,750	1,053